

No.ECN-01-2016-11

**非登録徒弟と工業化**  
**産業革命以前のグロスタ市の事例**

米山 秀

I はじめに

① 近世地方都市の工業化

アダム・スミスが分業の例にピン工業を挙げたことはよく知られていることである<sup>2</sup>。しかし、この当時 18 世紀半ばのイギリス最大のピンの生産地がグロスタ市であったことはやや意外であろう。すでに工業生産はあらかじめイングランド北部に移動しており、グロスタなどイングランド中部の都市は行政や消費の中心であったというイメージが一般的だからである<sup>3</sup>。確かに王政復古以降、グロスタ市は農村ジェントリのサービス・センタと化しており、そこから多くの資金がピン工業に集まっていった<sup>4</sup>。しかし同時に、ピン工業自体がグロスタ市にとって大きな意味を持っていたのも事実で、この時期人口 7500 人余りのうち 5 分の 1 にあたる 1500 人近くがピン工業に従事していたといわれている工業都市でもあった<sup>5</sup>。しかもこのピン工業は、その時期に着目すれば、クラフツ以来<sup>6</sup>の早期工業化説、産業革命期以前の工業化説の好例証ともいえる。80 年代以来すっかり定着したともいえるこの説だが、現代イギリスの代表的経済史家の一人ジェーン・ハンフリーズは、その意義を

---

<sup>1</sup> 本稿は、元来「非登録徒弟--近世イギリス地方都市グロスタの事例--」Research Paper Series (Graduate School of Social Sciences, Tokyo Metropolitan University,)No.166,2016 年 6 月を改訂したものであるが、直接には「非登録徒弟と工業化--産業革命以前のグロスタ市の事例--」『比較都市史研究』35 巻第 2 号、2016 年 12 月の補論として作成したものである。字数制限やカラー図版の使用制限のために割愛した部分を補論として復活させたものである。この様な形にご理解を示していただいた、関係各位に感謝申し上げたい。以下 WP とは本稿を指す。なお本 WP の 29 頁までは上記『比較都市史研究』版の誤記訂正版であり、30 頁以下がその補論である。

<sup>2</sup> A.Smith[1776/1937]*An inquiry into the nature and causes of the wealth of the nations*,Random House,p.4 : 水田洋 (監訳) 杉山忠平(訳) [2000-1]『国富論』岩波書店,24 頁。

<sup>3</sup> 中野忠・道重一郎・唐澤達之(編) [2012]『18 世紀イギリスの都市空間を探る--「都市ルネサンス」論再考--』刀水書房。などに代表される、近年我が国で多くの成果を出してきているこの時期の都市史研究にほぼ共通してみられるイメージではないか。

<sup>4</sup> Nigel Cox [2005]‘Gloucester Folk Museum and the mechanisation of the pin industry’, *Gloucestershire society for industrial archaeology journal*, pp.14,15;P.Clark[1985] ‘Early modern Gloucester, 1547–1720,’ in N. M. Herbert (ed.), *The Victoria history of the county of Gloucester*, Vol. IV, Oxford U.P., p.139.

<sup>5</sup> P.Clark, ‘Early modern Gloucester’, pp.107-8.

<sup>6</sup> 早期工業化に関しては N.F.R.Crafts[1985]*British economic growth during the industrial revolution*,Clarendon Press,pp.61,11-15。さらに最近では、ショー・テラヤリグリによって農業人口が半数以下になるのは 18 世紀初頭であったという説も登場している。この修正は単に時期の問題ではなく、工業化の性格の理解に関するものでもあることは、結論との関係でやや詳しく論ずる。L.Shaw-Taylor and E.A.Wrigley [2014] ‘The occupational structure and population change’,in R.Floud,J.Humphries and P.Johnson, (eds.),*The Cambridge economic history of modern Britain*, Vol.1,1700-1870, CambridgeU.P.,pp.59,61,83.

高く評価するとともに、それを引き起こした「<人的>資源の移動を促進した制度に関しては、十分注意が払われてこなかった」(<内米山、以下同様)という問題提起をしていた。そのうえで「徒弟制がもたらしたもっとも重要な帰結は、工業訓練の妨害ではなく促進であり、労働の非農業的職業への転換であった。」<sup>7</sup>と主張したのであった。しかし、彼女の問題提起はともかく、それに対する答えはやや奇妙な感じを与えるものでもあろう。もし彼女の言う通りとするなら、上記のピン工業においても徒弟や徒弟出身者が多く働いていたはずである。しかし、スミスはその工程をかなり詳しく描いているにもかかわらず、徒弟に関してはまったく言及していないのである。もちろんスミスが徒弟制について知らなかったとか、あるいは徒弟制という用語を使わなかったということはなかったはずである。スミスは、上記の分業論に続いて、同じく有名な徒弟制批判を延々と展開していたからである。

だとすればスミスとハンフリーズのどちらかが間違っていたのであろうか。以下本稿では、いずれの間違いでもなく、それはスミスが徒弟とみなさない徒弟であったということを示そうと思う。すなわち、スミスにとっての徒弟制、競争制限の制度としての徒弟制とは異なる徒弟で、最近の徒弟をめぐる論争史の脈絡では「非登録徒弟」と呼ばれるものであったということを示すことになる。もっとも、これまでのイギリスの研究史においては、すぐ後で詳述するように「非登録徒弟」は地方都市では例外とされているので、その修正もあわせて試みることになる。そこで以下では近世のグロスタ市に関して「非登録徒弟」の実証を行うことになるが、それに先立って、まず最近の論争との関連で「非登録徒弟」について簡単に見ておくことにしたい。

## ② 近年の論争と「非登録徒弟」

我が国においては、徒弟制はかつての大きなテーマであったが、最近では都市史研究の一部として扱われることが一般的であろう<sup>8</sup>。しかし、イギリスにおいては、現実的背景もあって徒弟制は1990年代以降大きな論争の対象となってきた<sup>9</sup>。とくにエプスタインは徒弟制がギルドの競争制限の手段であったとするスミス以来の通説を逆転させ、ギルドによる徒弟親方契約の強制こそ、親方と徒弟の恣意性を排除し長期的に訓練と労働の交換を可能にさせた<sup>10</sup>と主張した。これに対して、オーグルヴィはギルドの主眼はやはり競争の排除

---

<sup>7</sup> J.Humphries[2003] 'English apprenticeship :A neglected factor in the first industrial revolution' ,in P.A.David and M.Thomas (eds.),*The economic future in historical perspective*,Oxford U.P., pp.73,74,99.

<sup>8</sup> ロンドンや地方都市ごとに重要な個別研究が行われており、そのなかで以下でも触れるように徒弟制が扱われている。これとは別に、斎藤 修[2002]『江戸と大阪 近代日本の都市起源』NTT 出版。は、80年代の早期産業革命説やギルド残存説などイギリス徒弟制の重要な論点を指摘している。

<sup>9</sup> M.Yoneyama[2010] 'Who could become freemen?Non-enrolled apprentices in early modern English provincial towns',*Research Paper Series(Graduate School of Social Sciences,Tokyo Metropolitan University)*,No.75.

<sup>10</sup> S.R. Epstein[2008]'Craft guilds in the pre-modern economy: a discussion', *Economic history review*,Vol.61,No.1,pp.687-8.

に向けられていたと批判した<sup>11</sup>。上述のハンフリーズの徒弟制に関するやや楽観的な評価は、この論争の中で徒弟契約の履行は必ずしもギルドを必要としないとする立場に立って主張されたものであった<sup>12</sup>。

この多岐にわたる活発な論争には様々な背景があったことは、すでに別の機会にも指摘したことがあるのでここでは繰り返さない<sup>13</sup>。しかし、大きな議論のまがり角となったのは、90年代以降エプスタイン説の現実的背景ともなっていた「新しい徒弟制」政策を推し進めていた労働党政権が2010年に交代するところからであり、ちょうどその直前にエプスタインが急逝したことがこれに重なったといった外的な状況もあったことには触れておきたい。

そうした中、ロンドン大学（LSE）におけるエプスタインの後任ともいえるワリスが、2010年代に入りエプスタインとはいわば対極に立ち、制度と現実の乖離を強調し徒弟制という制度は従来理解されてきたよりはるかに「柔軟」（flexible）であることを強調するにいたった<sup>14</sup>。例えば、イギリスでは大陸とは異なり7年契約というスミスが嘆いた長年季の徒弟制度があるが、実際には徒弟年季の最後の数年は親方の世帯に留まらず事実上大陸のジャーニーマンとかわらなかつたというのである。そもそも近世の徒弟制は近代の大企業の徒弟制とは異なり、都市に残って正市民（freemen）になるような場合<sup>15</sup>を除いて、徒弟はいつでも親方のもとを去る可能性があり、そのため、いわゆる教科書的に訓練期間ののち労働期間に進むのではなく、訓練と労働は同時並行して行われていたというのである。そこで親方も徒弟の途中流失を引き留めることもなく、都市はいわばトレーニング・センタのように、技術を拡散することになったとするのである<sup>16</sup>。さらにこうしたいわば理論的な

---

<sup>11</sup> S.C.Ogilvie[2004] 'Guilds, efficiency ,and social capital:evidence from German proto-Industry', *Economic history review*, Vol.57, No.2, pp.302-14 ; Humphries, 'English apprenticeship', p.99 ; 唐澤 達之[2010]「ヨーロッパ・ギルド史研究の一動向:オーグルヴィとエプスタインの論争を中心に」『産業研究』 45(2)。

<sup>12</sup> Humphries, 'English apprenticeship', p.82. ハンフリーズは契約履行の自律性（self-enforcing）を強調し、必ずしもギルドなどによる強制は必要なく、社会的評価などによっても強制されるというのである。

<sup>13</sup> 80年代における、クラフツやリグリらの早期工業化論とスネールやウォーカのギルドの18世紀残存説がエプスタインの主張の基礎になったことについては米山秀[2014]「ギルドの衰退と独占--」首都大学東京 OU、ワーキングペーパー（No.ECN-01-2014-09）32頁。米山秀[2016]「移住と徒弟制：日英都市比較の新たな一視角」『比較都市史研究』第35巻第1号,32頁。

<sup>14</sup> C.Minns and P.Wallis[2011] 'Rules and reality: quantifying the practice of apprenticeship in early modern England,' *Economic history review*, Vol.62, No.2 , pp.556,574.制度と実体の乖離の議論自体は2009年の時点でも見られたものである。C.Minns and P.Wallis[2009] 'Rules and reality:quantifying the practice of apprenticeship in early modern Europe', LSE Economic history department working papers,118/09.

<sup>15</sup> アンウィン以来の通説と異なり、徒弟は自発的に正市民にならない場合があるというベン・エーモスの議論を前提にしている I.K.Ben-Amos[1991] 'Failure to become freemen:urban apprentices in early modern England', *Social history*,16-2,p.156.

<sup>16</sup> Minns and Wallis 'Rules and reality', p.574.



と考えていたとするなら、地方都市においても技術訓練は何らかの形であったはずで、ロンドンとまったく同じ形でないとしても、同様な訓練終了後の年季中の移動を容易にするために、何らかの形での「非登録徒弟」が存在したと考えたはずだからである<sup>21</sup>。この問題は、「非登録徒弟」の実態を見たうえで、後段でさらに論ずることにしたい。

もちろん、こうした問題を本稿で一般的に論ずることはできないので、ここでは史料的に検証が可能な近世グロスタ市の事例を見ていくことになる。そこで、まずグロスタ市において「非登録徒弟」は決して例外的存在ではなく、実際にはかなりな比率で存在したことを実証的に示す。そのうえで、「非登録徒弟」の比率の時期変化を政治や経済・人口などのグロスタ市の全体的な変化との関連でみることになる。そのことを通じて、グロスタ市における「非登録徒弟」出現の条件を推定するとともに、非熟練的労働を多く用いる分業を基礎とするピン工業のような新規工業で「非登録徒弟」を多数必要としたことなどを確認する。

最後に、こうした分業を基礎とした工業化が17世以降後半以降の地方都市の都市化の基礎にあったことを論ずるとともに、グロスタ市の「非登録徒弟」出現の条件が、社会における世帯の役割の後退というこの時期のイギリスの特徴を前提としていたことも示唆することにした。

## II 地方都市の非登録徒弟

### (1) 徒弟登録制度

#### ① 導入

「非登録徒弟」が存在するのは、強制的な徒弟登録制度が存在するからである。その意味では、1563年に徒弟法が制定されるまで、ここで扱うような「非登録徒弟」は少なくとも全国的には存在しなかったともいえる。

「官僚制を有しない中央集権制」<sup>22</sup>であるテューダ朝は、その意図する政策の実施がしばしば行き詰っていた。とくに、徒弟法の小都市での実施が困難を極めたことは、ダンロップ以来の通説であった。徒弟法の意図は、個々の都市で「自発的におこなわれていた徒弟制」を「ロンドンの慣習を全国に適用することによって全国的な制度にすることであった」<sup>23</sup>。そのロンドンの慣習の一つが徒弟登録制度で、ロンドンにおいては古くからギルドやカ

---

<sup>21</sup> 都市人口の増加と徒弟数の増加の相違から、ロンドンに関しては登録されない徒弟の流入が古くから想定されてきた。斎藤『江戸と大阪』177頁；C.Brooks[1994] 'Apprenticeship, social mobility and middling sort, 1550-1800', in J.Barry and C.Brooks(eds.), *The middling sort of people, culture, society and politics in England, 1550-1800*, Macmillan, p.63; 川島昭夫(訳)「徒弟制度, 社会的流動性, 中流層, 1550-1800」山本正(監訳) [1998]. 『イギリスのミドルリングソート』昭和堂, 80-1頁。などの研究がある。

<sup>22</sup> いうまでもなくウェーバの指摘に基づくものであるが、事実在即して言えば「有給の」を官僚の前に補う方がよいかもしれない。

<sup>23</sup> O.J.Dunlop and R.D.Denman[1912] *English apprenticeship and child labour, A history*, Macmillan, p.60.

ンパニによって徒弟契約は管理されてきていた<sup>24</sup>。もちろんグロスタなどの地方都市においても、中世までは、ギルドがその業種の徒弟制を管理していた。しかし、他の地方の中小都市と同様、グロスタでも 1548 年の小修道院解散によってギルドは大きな打撃を受け、徒弟管理はできなくなっていた<sup>25</sup>。にもかかわらず、徒弟法はギルドに代わるいかなる代替組織も設けず、単にロンドンの慣習を全国に強制しただけであった。そのためその執行は結果的に民間の密告屋 (common informers) の手に委ねられることになり<sup>26</sup>、多くの弊害が指摘されるにいたった。有名なものでは、1606 年に枢密院に寄せられた次のような請願がある「徒弟契約が登録されないため>徒弟に義務を強制できないことを親方はよくわかっていたので、親方も仕事のすべては教えていない」さらに「十全に義務を果たした徒弟であっても、徒弟奉公をした場所でその証明ができないため、しばしば密告屋に悩まされることになっている」<sup>27</sup>といった具合であった。

しかしこうした状況の中で、グロスタ市では 16 世紀後半から次第に市政府の市会 (common council) がギルドに介入を始めていた<sup>28</sup>。

## ② 実施

かくしてついに 1595 年には、市政府の主導による親方徒弟契約の登録がはじめられた。そこにいたる具体的な経緯は不明である。しかし、市が何らかの主導権を取ったことは確かであろうといわれている。というのは、徒弟制は「ギルドや営業への入り口」であるだけでなく「市政府への入り口」でもあったからだとされる。市政府を構成する市参事会員 (aldermen) や市会員 (common councilors) はすべて正市民 (freemen) であり、正市民の互選によって選出された。しかも、この正市民権の獲得方式は 4 つあったが、徒弟制によるものがこの当時グロスタでは最も一般的であった<sup>29</sup>。つまり徒弟制というのは、市政府に

<sup>24</sup> Dunlop and Denman, *English apprenticeship*, p.162. ロンドンの特殊性は、まずギルドに登録し、そのうえで正市民になることである。R.Sweet[1999] *The English town, 1680-1840*, Pearson, p.37.

<sup>25</sup> Clark, 'Early modern Gloucester', p.80; V.Harding[2000] 'Reformation and culture 1540-1700', in P.Clark (ed.), *The Cambridge urban history of Britain*, Cambridge U.P. pp.263-266. 根拠法については、唐沢 達之 [2008] 「近世ノリッジの聖ジョージ・カンパニー」『高崎経済大学論集』50巻3. 4号。

<sup>26</sup> 毛織物規制法の実施に関するものであるが、法の実施と密告屋に関しては米山 秀[1981] 「'Cloth Acts' の一考察--毛織物生産に関する法律 (1558 年) をめぐって--」『社会経済史学』47巻3号, 参照。

<sup>27</sup> Dunlop and Denman, *English apprenticeship*, p.74.

<sup>28</sup> Clark, 'Early modern Gloucester', p.80; P.Clark[1985] 'The civic leaders of Gloucester 1580-1800', in P.Clark, (ed.), *The transformation of English provincial towns 1600-1800*, Huchison, p.321. 市制とその訳語については、鶴川馨[1991] 「17 世紀後半のグロスタアの市政--1672 年のグロスタア市の勅許状--」比較都市史研究会(編)『都市と共同体(下)』名著出版、による。

<sup>29</sup> 正市民権の獲得方式は、徒弟制のほか、相続、購入、付与があった。正市民登録簿は 1640 年代以降しか残っていないが、1650 年代も 60 年代も半分以上は徒弟制による正市民である。なお正市民制度は都市によって大きく異なり、ロンドンについてはその義務も含めて中野忠[2004] 「王政復古期のロンドン市民—市民登録簿 1668/69 年をてがかりに」イギリス

とって単なる経済政策対象の一つではなく、自らの存立基盤に直接かかわる問題でもあったことになる。

実際に、徒弟制によって正市民権を得る方法というのは、正市民と親方徒弟契約を結び、少なくとも7年間徒弟奉公をすることであった<sup>30</sup>。つまり正市民である市会員にとって、自己の既得権を守るためには、親方徒弟契約を市に登録させて、契約内容が順守されることが切実な問題であった。

しかし、徒弟登録制度が始まって間もなく市政府は重大な違反が横行していることに気づかされる。市会の条例などから次の二つの不正があったことが知られている<sup>31</sup>。登録制開始直後には「前日付(antedating)」と呼ばれる不正が横行し、日付を偽ることによって年季を短縮しようとする違反であった。しかし、17世紀中葉以降さらに別の不正に悩まされることになる。遅延登録の不正で、実際の年季が始まったあとで登録をするというものであった。実は、この不正の内実は遅延自体ではなく、そもそも登録せずにおいて摘発されそうになり後から登録せざるをえなくなったというものであった。そこで、17世紀末に遅延率が下がっているが、それはむしろ登録の管理が弛緩し摘発を恐れた遅延登録が減ったことを意味するものであった<sup>32</sup>。

その結果「非登録徒弟」が増加したことは間違いないが、それはどのくらいの程度であったのであろうか。

## (2) 「非登録徒弟」

### ① 比率

既述のように、地方都市においては「非登録徒弟」は存在したとしても、その比率が極めて低いとされている。そこでその比率が本当に低かったのかを検討してみたい。とはいえその比率は常にわかるわけではない。たとえばロンドンでは徒弟の登録史料が失われており、その比率を見ることはできないようである<sup>33</sup>。もちろん多くの地方都市に関しては、登録史料は残存しており、「非登録徒弟」の比率は見ることはできるはずである。しかしな

---

都市・農村共同体研究会／東北大学経済史・経営史研究会(編)『イギリス都市史研究』日本経済評論社,65-69頁、地方都市については、冒頭で触れたように個々の都市の専門研究が参考になる。

<sup>30</sup> Barlow, *Registers of apprentices I*, p. xix. なお、厳密には、親方は正市民一般ではなく、基幹組合 (composition companies) と呼ばれる、特定のいくつかの職業の組合員である必要があった。実際にはこの規則の実施は困難であったようで、18世紀に入っても何度も職業を入れ替えたりしている。J. Barlow [2011] 'A calendar of the registers of apprentices of the city of Gloucester 1700-1834', *Gloucestershire Record Series*, Vol. 25, The Bristol and Gloucestershire archaeological society. p. xiv.

<sup>31</sup> Barlow, 'Apprenticeship registers', I, p. xiv. 詳細は、WP 補論参照。

<sup>32</sup> 同様な事態はサウサンプトン市でも見られた。L. Merson [1968] 'Introduction : A Calendar of Southampton apprenticeship registers, 1609-1740', *Southampton Records Series*, XII, p. xiv.

<sup>33</sup> Wallis, 'Labor, law, and training', p. 803.

がら、「非登録徒弟」というのはもとより非合法の存在である。そのため単独の史料でその存在を示すものは通常見つからない。そこでここでは複数の史料を照合して「非登録徒弟」の存在を浮かび上がらせるという手法をとることにしたい<sup>34</sup>。

実際に「非登録徒弟」の存在を知る手掛かりとなるものは二つある<sup>35</sup>。第一の手がかりは徒弟制による正市民(**freemen by apprenticeship**)であるにも関わらず、登録徒弟ではなかったものである。ここでは「非登録徒弟」正市民と呼ぶことにする<sup>36</sup>。これは正市民認可簿と徒弟登録簿を照合すればわかることである。通常はアンウィン以来の伝統で正市民の独占を論ずるために、徒弟の名簿の中から正市民になった者の名前を探そうとするから、これまであまり気づかれてこなかっただけで、反対方向に照合すればすぐわかることである。その結果見出された「非登録徒弟」市民は決して例外的存在ではなく、正市民の3分の1くらいを占めていることが分かった。正確には、17世紀後半に徒弟制に基づいて認可された正市民の内533人(図1で460+73)が登録徒弟正市民で、その約半数に当たる288人(図1で46+242)が「非登録徒弟」正市民であった。

第二の手がかりは、親方であるにもかかわらず、登録徒弟ではなかったものの存在である。ここでは「非登録徒弟」親方と呼ぶことにする。この存在も従来見落とされてきたといえよう。クラークのように「非登録徒弟」が一般的にみられることを指摘する研究者でも、その一因として貧困階層出身の場合は、徒弟の中退率が高いから親方は登録しなかったことを挙げており、そこには「非登録徒弟」が親方にまでなる可能性は低いという暗黙の前提があったと思われる。以下でみるようにこれは事実であり、いくつかの条件がそろわないと「非登録徒弟」親方は出現しないが、条件がそろって多数になるのもまた事実であった。その条件については後段でみるとして、その比率自体を確認するのは比較的容易である。徒弟登録簿に親方として登場するにもかかわらず、その名前が徒弟登録簿に徒弟として登場しない者を探せばよい。かくして、17世紀後半の親方のうちに303人(図1で73+230)の登録徒弟親方に対して、その倍近くの601人(図1で242+359)の「非登録徒弟」親方を見出すことができた<sup>37</sup>。

以上から、「非登録徒弟」が大きな比率を占めていたことは明らかで、以下ではなぜこのような大きな比率を占めたかを論ずることにしたい。

---

<sup>34</sup> 複数史料の照合に際しては、同一人物の特定が難しい。通常、3項目の照合法がとられここでもそれを用いる。たとえば姓名、職業、登録時期といった3項目である。史料照合についてはWP補論も参照。

<sup>35</sup> 直接的に「非登録徒弟」を捕捉することも全く不可能というわけではない。サウサンプトン市のように悉皆調査課税リストが利用できれば、Yoneyama, 'Who could become freemen?'のように可能である。しかしこうしたリストが存在しないグロスタの場合次善の方策として、教区簿札の死亡リストを用いると、ある教区で19人の男子奉公人ないし徒弟の死亡者があり、Gloucester, St Nicholas - ref \*P154/15\*うち6人が登録徒弟であり、残りの13人は非登録ということになった。詳細はWP補論の今後の課題(2)参照。

<sup>36</sup> 上述のようにペリングがノリッジで見出したものはこのタイプの「非登録徒弟」である。

<sup>37</sup> なお、「非登録徒弟」の問題と紛らわしい問題に関しても、WP補論参照。



図1 「非登録徒弟」正市民と「非登録徒弟」親方

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I; Jurica, Registers of Freeman より作成。(注)

(注) 数字は、17世紀後半に登録ないし認可された者の数。

「非登録徒弟」正市民率 = (「非登録徒弟」正市民 + 「非登録徒弟」正市民・親方) / (正市民 + 正市民・親方) = (46 + 242) / (46 + 242 + 460 + 73) = 34.9%

「非登録徒弟」親方率 = (「非登録徒弟」親方 + 「非登録徒弟」正市民・親方) / (親方 + 正市民・親方) = (242 + 359) / (242 + 359 + 73 + 230) = 66.4%

## ② 時期変化

以上から、17世紀後半には「非登録徒弟」は、登録徒弟に比して無視できない比率であっただけでなく、徒弟登録制度は、「非登録徒弟」の存在を前提としていた制度ともみることさえできよう。そこで、なぜこのように多くの「非登録徒弟」がいたのかが次に問題になる。ここでは、まず「非登録徒弟」の比率の時期変化を見た後、その変化の理由を検討する中で「非登録徒弟」の出現の条件を見ていくことにしたい。

そこで、まず時期変化を確認したい。図2は先にみた「非登録徒弟」の存在を間接的に示す二つの存在、「非登録徒弟」正市民と「非登録徒弟」親方の比率の時期変化を示したものである<sup>38</sup>。

やや煩雑になるが、時期変化の問題を考える際には二つの技術的問題がある。第一は開始時期の問題である。二つの「非登録徒弟」率の算出には、正市民認可簿と徒弟登録簿が必要であり、両者が出そろるのは1620年代末からである。グラフが30年代から始まるのはそのためであるが、30年代はまだ不完全で、信用できるのは40年代からであるという問

<sup>38</sup> 「非登録徒弟」正市民率 = 「非登録徒弟」正市民数 / 徒弟制による正市民数、「非登録徒弟」親方率 = 「非登録徒弟」親方数 / 親方数。

題がある<sup>39</sup>。もう一つの技術的な問題はタイム・ラグに関してである。親方にせよ正市民にせよ、ここで「非登録徒弟」率を示しているのは、

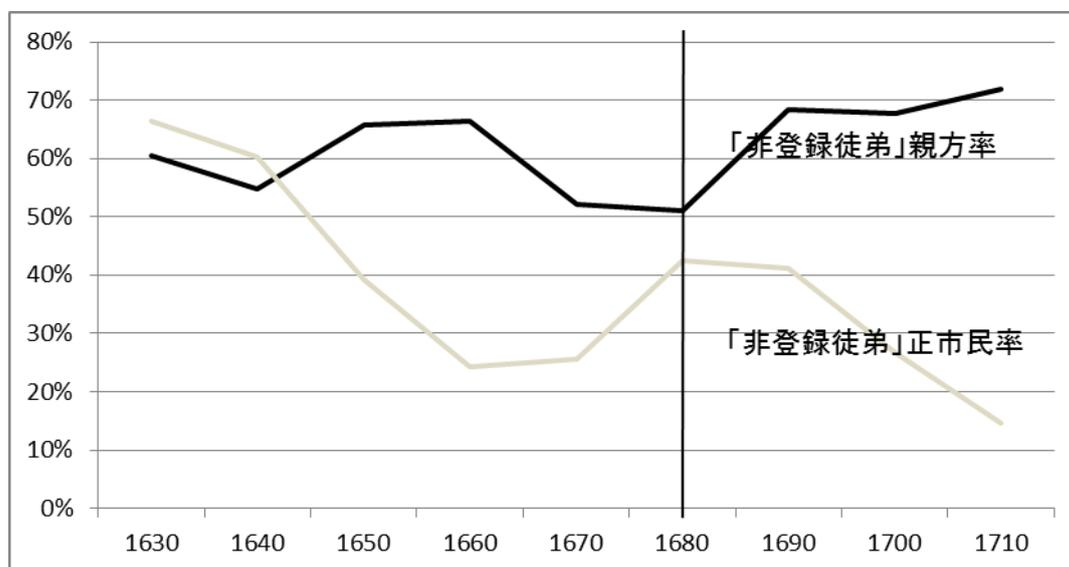


図2 「非登録徒弟率」の時期変化

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I, II; Jurica, Registers of Freemen より作成。

正市民に認可された年や初めて徒弟を採用し親方になった年に関してである。しかし、正市民に関しても親方に関しても、「非登録徒弟」であるか否かは、その時点の問題ではなく、自らが徒弟登録するはずであった年のことである。すなわち、正市民の場合にはその認可の10年位前のことであり、親方の場合には最初の徒弟採用の20年位前の時点に関してである<sup>40</sup>。つまり非登録率に影響を与えるのは、二つの異なる時点の社会的状況である可能性があるという問題である。

こうした留保点を前提として、全体の変化を見ると、ほぼ80年代を画期として、二つの時期に分かれる。前半は二つの指標がともに減少して行く期間が多く二つの「非登録徒弟」率は50%ほどに収斂していく傾向があるのに対して、後半は二つの「非登録徒弟」率は乖離していく傾向があったとみることができよう。

<sup>39</sup> 既述のように、都市による徒弟登録は1595年に開始し、その時点から徒弟登録簿は利用可能である。一方、正市民制度自体は中世に遡るものであるが、現在のような形で正市民認可簿が利用可能なのは1641年からである。ただし徒弟制と相続による正市民に関しては1620年代末から市の収入記録に正市民の姓名が残されており、徒弟登録史料集の付録に収められている。

<sup>40</sup> いずれも、17世紀後半に関するもので、正市民の場合は10年で82%、親方の場合は10年で31%、20年で83%という数値である。ノリッジに関しても正市民に関しては10年で約83%という数値が紹介されている。唐澤『都市の研究』,140頁。レスタに関しては、正市民権獲得まで、平均9年半、61%が8年以上かかったとされている、川名洋[2010]『イギリス近世都市の「公式」と「非公式」』創文社,178-9頁。

### III 変化の背景

二つの「非登録徒弟」指標のうち、「非登録徒弟」正市民率は大幅に減少していくのに対して、「非登録徒弟」親方率は増加していくのはなぜであろうか。以下では、17世紀グロスタにおける政治的、経済的背景から考えてみたい。その際、クラークの「正市民権の政治化」<sup>41</sup>という指摘と、冒頭のハンフリーズの主張の原型ともいえるベン・エーモスの正市民と徒弟制の「階層的流動性」に関する指摘を中心に検討する形をとることにしたい。

#### (1)政治的要因

いうまでもなく、17世紀後半の最大の政治的画期は40年代のピューリタン革命と80年代の名誉革命である。もちろん、グロスタ市においても、二つの革命はさまざまな影響があったが、特に正市民権に関しては70年代の都市勅許状の改定と80年代以降の選挙が大きな変化であった。すでに、それらとの関連でクラークが「正市民権の政治化」や「架空の徒弟制」<sup>42</sup>の出現といった事態を指摘しており、それらと「非登録徒弟」との関係を下で再検討してみたい。また、こうした短期的な要因と並んで、近年では90年代以降の社会史の成果を援用して、二つの革命が親方徒弟関係を含む世帯構造全体のいわば脱政治化ともいべき影響があったことに注目する研究もブルックスやワリスらロンドン史を中心に出現し、これを含めてグロスタ市における「非登録徒弟」率への政治的要因の影響を下で検討してみることにしたい。

#### ① 市制

グロスタは王党派の牙城であるイングランド西部において例外的なピューリタンの拠点であり、60年代以降における王政復古期には他の都市にはあまり見られない執拗な中央からの政治的介入を受けた<sup>43</sup>。1661年の「自治体法」に基づく市政府メンバの追放は、中央政府からの介入の始まりに過ぎなかった<sup>44</sup>。1664年の勅許状は単なる既存の勅許状の確認にとどまったが、1672年の勅許状は市政府の体制を大きく変えるとともに、市会員の入れ替えを伴うものであった<sup>45</sup>。このことは、既述のような、市政府を構成する正市民にとってどのような意味を持ったのであろうか。とりわけ、正市民にとって、彼らの既得権維持のための手段としての徒弟登録にどのような影響を与えたのであろうか。

<sup>41</sup> Clark, 'Early modern Gloucester', p.109.

<sup>42</sup> Clark, 'Migration', p.62.

<sup>43</sup> J. Miller, [2007] *Cities divided, politics and religion in English provincial towns 1660-1722*, Oxford, U.P., p.168.

<sup>44</sup> Clark, 'Early modern Gloucester', p.113.

<sup>45</sup> 鶴川「17世紀後半のグロスタアの市政」。

この干渉の影響を見るために、1672年干渉の前後で市政府の構成を比較してみた<sup>46</sup>。市会は事実上半数の入れ替えであり(留任 26 解任 22 新任 13)、しかも解任者は商人と職人であり、新任者は土地所有者や専門職のジェントリであるという相違もあった。

しかし、徒弟登録制自体には意外にも大きな影響はなかったのではないであろうか。解任者も新任者もすでに徒弟制による正市民出身者は少数であり、大半は相続による正市民の出身者であった<sup>47</sup>。しかも徒弟制出身者の内には、「非登録徒弟」出身者も含まれていた。既述のように17世紀初めの徒弟登録制の導入時に、登録の厳格化によって市会員は既得権を守ったということがあったとしても、この17世紀末の時点では、正市民はおろか市会員自身が「非登録徒弟」出身になっていたのである。

確かにこの1672年干渉は、正市民の互選による市会員選出という制度自体を破壊するもので市会が徒弟登録強制への意欲を一時的に失ったことは事実であろうが<sup>48</sup>、むしろすでに、この時点では「非登録徒弟」出身者の正市民就任は常態化していたとみるべきであろう。

## ② 選挙

クラークの「正市民権の政治化」はこの時期の正市民権の変質の特徴全体をよくとらえており、また他の多くの都市の事実にも裏づけられている<sup>49</sup>。おそらくまた、上述の市会の構成の変化もこの政治化に含めて考えることもできる。しかし、彼自身はグロスタに関しては、直接的には市制の問題ではなく世紀末の国会議員選挙のことを念頭に置いていたと思われる。すなわち、「名誉革命後、国会議員選挙の際に選挙権を与えられたよそ者を含む正市民の群」<sup>50</sup>の大量出現のことを指しているようである。他の多くの都市でも知られているように、この時期中央政界の党派対立の中、選挙権の獲得目的で正市民権を獲得するのが急増した<sup>51</sup>。農村のジェントリたちが、その奉公人などの配下の者を正市民にしたといった極端なケースが同時代人の目を引いたようであるが、それまで考えられなかったような貧しい正市民が多数誕生したことが知られている<sup>52</sup>。

<sup>46</sup> 詳細は、WP 補論参照。

<sup>47</sup> 他都市に関しては、依然徒弟制方式が多い例も知られている。小西恵美[2015]『長い18世紀イギリスの都市化--成熟する地方都市キングス・リン--』日本経済評論社,74頁;中野「王政復古期のロンドン市民」,52頁。

<sup>48</sup> 70年代に一時的に正市民だけ「非登録徒弟」率が上がったのはその反映であろう(図2参照)。

<sup>49</sup> P.Clark, and P.Slack[1976] *English towns in transition 1500-1700*, Oxford U.P. ,pp. 138-140;酒田利夫(訳) [1989]『変貌するイングランド都市 1500-1700--都市のタイプとダイナミックス』三嶺書房,206-210頁。

<sup>50</sup> Clark, 'Early modern Gloucester', p.109.

<sup>51</sup> 小西『長い18世紀』72-4頁。

<sup>52</sup> Clark and Slack, *English towns*, p.139;酒田(訳) 209頁。国会議員選挙の候補者などが正市民の認可費用を支払った例もグロスタでは知られている Jurica, 'Registers of

そこで、こうした政治化がグロスタではいかなる形態をとったのか、またそのことが徒弟登録にいかなる影響を与えたのかを史料で検討してみることにする。大きな影響があったことは確かであるが、その影響はやや意外なものであった。

表1 正市民の月別認可数

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 (空白)	総計
1690				1	3	3		5	4			1	17
1691		5	4	3	2	4		2	7	1	2	1	32
1692	1	1	1	2	1	3		3	13	2	2	3	32
1693	2	4		1	8	1	4	2	6	3	3	3	37
1694	3	3	4	2	3	2	1	1	1		3	1	24
1695	1	3	1	1	5	2	5	5	9	84	2		118
1696		2	2		1	2		6	4	1	2		20
1697	2	2	2	3	3	5			5	2	1		25
1698	1	2	3	1	5	2	15	19	3		1	1	53
1699	3		1	2	5	3	2	3	5	2			26
1700	3	1	1		4	2	1	2	4	5	4	61	88
1701	7	1		4				5	2	3	15	2	39
1702	2	4	1	5	132	43	32	1	1		3	2	226
総計	25	28	20	25	172	72	60	54	64	103	38	75	737

典拠: Jurica, Registers of Freemen より作成。

表1は正市民認可簿から、月別の正市民認可数を整理したものである。この表1の1695年10月と1702年5月が実際に投票になった選挙の月で、選挙権を求めて正市民になる人が急増したことは明らかである。ここでは、この2か月を前後の月と比較してみることにした。

まず、正市民権獲得方式自体は選挙月も非選挙月も同様で、大半は4つの方式のうち徒弟制または相続の2方式であった<sup>53</sup>。また徒弟制方式の場合の徒弟登録に関してもほぼ同様で、ともに60%弱である。さらに職業についてみると、同時代の記録に非難されているような極端な例は職名からは見いだせない<sup>54</sup>。

しかし同じ職名でも、独立の営業者である親方とそうでない者とは明らかに富裕度などは異なるであろう。そこで、正市民で親方であったものを1695年で見ると、選挙以外の月では15%であるのに対して選挙月には5%と正市民の親方営業率が減少しており、選挙月の正市民は親方で無い者が多かったことは間違いない。おそらく、こうした正市民が同時代人にとって、かなり貧しい人と映ったのであろう。しかも、たとえ少数でも、こうした

---

freemen', p.xx.

<sup>53</sup> 1702年に関しては、選挙月では徒弟制38%相続62%その他0%、非選挙月では徒弟制50%相続43%その他7%である。

<sup>54</sup> 新産業である、ピン工業と絹織物工業が選挙月に多いくらいで、貧しい職業としては靴工が目立つくらいである。

人の影響は大きかったとも思われる。表 2 を見るとそれまで 20%前後で推移していた正市民の親方営業率が、これを画期に急激に下がり出したことがわかる。それ以前も正市民の親方業務は到底制度通りだったとは言えないが<sup>55</sup>、これ以降は 10%を切りほぼ形骸化していった。

表 2 正市民の親方営業率

年代	1650	1660	1670	1680	1690	1700
正市民の親方営業率	14.7%	25.9%	13.2%	14.6%	9.1%	4.2%
市民数	353	371	394	349	383	792

典拠：Jurica, Registers of Freeman; Barlow, Apprenticeship Registers, I より作成。

こうした中、市政府は職業訓練を伴わない「架空の徒弟制」に対する批判を事実上放置する一方で、市は 80 年代までに徒弟制による正市民権を獲得する前に親方徒弟契約が登録されていることだけは、役人に登録簿を検査することよう繰り返し命じた<sup>56</sup>。確かに、こうした状況で徒弟登録も形骸化しており、都市政府がその修正を図るのは当然かもしれないが、すでに実際には親方と正市民は分離しており、この状況でたとえこの規則が実施されても、あくまでも正市民のための徒弟制であり、職業訓練のための徒弟制にはならなかったであろう。おそらく、そうした前提で、つまり親方と正市民の分離が前提で、都市政府も徒弟制や正市民制を位置づけ管理していたことがここから読み取れるというべきであろう。あるいはこうした市の施策は、少なくとも結果的には、親方と正市民の分離を一層進めたというべきであろう。図 2 で見た正市民と親方という二つの「非登録徒弟」率の乖離という現象はその一つの帰結であったのであろう。

### ③ 人口と世帯秩序

<sup>55</sup> 正市民の営業独占権の形骸化という問題であり、わが国でも多くの指摘がある。唐澤『都市の研究』106 頁;川名『公式と非公式』177 頁など。

非正市民の営業は、制度的に認められていた例も知られている。エクセタの四半期店舗税制度 (W.MacCaffrey [1975] *Exeter, 1540-1640*, Harvard U.P. 2nd ed.,p.74.) サウサンプトン市の「営業(店舗・技芸)税制度」(米山『イギリス家族史』170 頁)、ウィンチェスタの職人税制度 (A.Rosen[1975] *Economic and social aspects of the history of Winchester' 1520-1670*, University of Oxford PhD thesis.p.175.) などの事例がある。ロンドンに関して基本的状況がやや異なるようであるが、やはり市民権と営業権の乖離は指摘されている中野「王政復古期のロンドン市民」66-7 頁。

グロスタには、こうした都市で見られたような、正市民権と切り離された営業制度はなかったようである。ただし、非公式なジャーニーマン・ギルドのようなものに営業権を認めた例も、サウサンプトンなどと同様すでに 16 世紀にあったようである。非正市民の営業は、事実上多様な形態で容認されていたことは明らかであろう。William Bradford Willcox [1940] *Gloucestershire a study in local government 1590-1640*, Yale University Press, pp.147-8.

<sup>56</sup> Barlow, Apprenticeship registers, I ,p.xv.

しかも、市政府は必ずしも正市民権と結びつけなくとも徒弟制を政治的に利用していた。また政治化の背景は必ずしも選挙権のような政治的なものとは限らないし、上述のタイム・ラグを考えれば、17世紀末の変化にも、17世紀前半にまでさかのぼった状況が関係していることもありえる。ここでは、やや長期的な人口趨勢との関連で市内の世帯の政治的位置づけの変化を見たうえで、「非登録徒弟」率の変化をさらに検討することにしたい。

周知のように、17世紀中葉には人口趨勢の大きな変化があった。16世紀以来のイングランド全体の人口増加の結果、17世紀前半にはイングランド北部や西部の牧畜地域からグロスタなど南部の都市へ向かう大量の農村過剰人口の流出が見られた。多くの都市ではとくに雇用機会を求める独身若年男性の大量の流入があった<sup>57</sup>。しかし、17世紀後半にはイングランドの人口増加も一段落し、賃金上昇や農村工業の興隆などで、イングランド全体の長距離人口移動いわゆる「生きるがための」移動は減少した<sup>58</sup>。

その一方では、17世紀の前半と後半では人口流入先の都市の状況も一変していた。確かに、グロスタ市に関しては、16世紀末以降人口は自然減であるにも関わらず、17世紀末まで一貫して市全体の人口は増加していた。つまり、常に外部から流入人口があったことになる。しかし、人口の流入の形には変化が見られたのである。

17世紀前半までの「生きるがための」移動による若年男子の流入は、死亡率が高かったと考えられる市内の徒弟や奉公人の死亡人口を補填した面もあった。しかし、流入者は必ずしも徒弟や奉公人になったとは限らず、市内で浮浪者という形をとる場合もあった<sup>59</sup>。それとは別に、市内の親方世帯が崩壊し、奉公人などが世帯外に放出された場合もあり、浮浪者は増加する一方であった。

こうした貧困層の「生きるがための」移動とは別に、通常の徒弟移入も増加しており、1620年代には、表3のように市外出身者が3分の2を占めるほどになっていた。これらの徒弟も独身若年男子であるが、貧困流入者とは明確に異なり、比較的近隣の、貧困ではない階層<sup>60</sup>の出身で、研究史上「生活向上のための」移動と呼ばれ区分されるものであった。

表3 徒弟の市内出身率

年代	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690	1700
市内出身率	34.8%	39.3%	47.4%	44.1%	46.4%	50.2%	48.9%	56.8%	52.7%
徒弟数	125	149	193	244	269	224	157	213	117

典拠：Barlow, *Apprenticeship Registers, I* より作成

<sup>57</sup> P.Slack[1974]‘Vagrants and vagrancy in England 1598-1664’ ,*Economic history review*,vol.XXII, p.366.

<sup>58</sup> A.L.Beir [1985]Masterless men:The vagrancy problem in England 1560-1640, Methuen. p.28;佐藤清隆(訳) [1997]『浮浪者たちの世界』同文館,55頁。

<sup>59</sup> Clark, ‘Early Modern Gloucester, p.74;P.Clark, ‘The Ramoth-Gilead of the good,urban change and political radicalism at Gloucester 1540-1640’,in P.Clark,Alan G.R.Smith and N.Tyacke, (eds.),*The English common wealth,1547-1640*.Leicester U.P. ,p.169.

<sup>60</sup> 出身階層に関して後に詳述する。

つまり 17 世紀前半までは、「生きるがための」移動と「生活向上のための」移動という二つのタイプの移動が市の人口を維持させていたといえる。しかし、市政府にとっては、前者は市内の浮浪者の増加や救貧負担を伴うものとして必ずしも好ましからざるものであるのに対して、後者は基本的に歓迎すべきものであった。1990 年代の若者の社会史の注目するところとなった同時代の表現では<sup>61</sup>、前者は「主なき者(masterless men)」であり、世帯単位の社会(family economy)における正当な位置のないものとみなされた。そこで市の役人はこうした社会の不安要素を「奉公からの逸脱(out of service)」にとらえ、奉公に戻すこと、つまりきちんとした親方の世帯に組み入れ職業技術だけでなく社会的な陶冶をすることとした<sup>62</sup>。その際の重要な手段こそ徒弟登録であり、また徒弟登録こそ、世帯内に正当な位置がある若者と「主なき」浮浪者とを現実には区別する基礎になるものであった。したがって、徒弟登録は必ずしも、既述のような正市民の既得権保護だけでなく、市内の社会問題の解決策でもあったのである。

ところが 17 世紀後半には事態は一変する。相変わらずグロスタ市は市の人口維持のためには流入民を必要としていた。しかしイングランド全体の長距離移動は減少し、市内の伝染病も激減し、当然 17 世紀前半のような貧民取締りは見られなくなった。ところが、近隣からの徒弟流入も他の都市と同様<sup>63</sup>17 世紀末になると表 3 のように減少し、徒弟は市内出身者が過半数を占めるようになった。

そうだとすると、人口の自然減が続くグロスタ市はどのように人口を維持・増加させたのであろうか。結婚移入者や徒弟の市内での残存率などが増加したという記録もない。もっとも可能性があるのは、17 世紀後半には表 3 に反映されないような形で、つまり登録されない徒弟、「非登録徒弟」という形での流入である。上述のように 17 世紀前半の徒弟登録強制には貧民流入が生み出したという側面があったとすれば、貧民問題が緩和した 17 世紀後半にはそうした徒弟登録の強制の弛緩が起こり「非登録徒弟」が増加したとしても当然であろう。

しかも、さらに別の要因も「非登録徒弟」の増加につながった。近年の徒弟制研究が重視する社会史の成果を援用すれば、市の役人などの意識の次のような変化もこの傾向を助長していたとみることができる<sup>64</sup>。

---

<sup>61</sup> 米山『イギリス家族史』,59 頁。

<sup>62</sup> しかしながらこうした役人の試みを拒否する親方の例も知られており、実施は容易ではなかったようである P.Griffiths[1996]‘Masterless young people in Norwich,1560-1645’, in P.Griffiths,A.Fox and S.Hindle,(eds.),*The experience of authority in early modern England*,Macmillan,p.155.親方の中に教区徒弟を拒否するものや、年季途中で徒弟を放棄するものがいたことなどが治安判事の報告で知られている。

<sup>63</sup> Brooks, ‘Apprenticeship’, p.64:川島(訳),82 頁。

<sup>64</sup> C.Brooks[2008]*Law,politics and society in early modern England*,Cambridge U.P. pp.334,382-384:Wallis, ‘Labor, law, and training’,pp.816-7.

クリストファ・ヒルの古典的研究で知られるように、宗教改革後のイギリスでは、信仰のおよび社会的な陶冶の基本単位が、それまでの教区から世帯に組み替えられた<sup>65</sup>。この枠組みを前提に、特に、親方の奉公人や徒弟への秩序付が強調された<sup>66</sup>。ピューリタンが強調するこの考えは17世紀前半まで多くのグロスタのピューリタン市政府役人をとらえていたと考えられ、その一手段が、徒弟を登録し市が契約を管理することであったと思われる。

これに対して、17世紀後半には、市役人をとらえていた意識は大きく変化していった。17世紀前半までは、世帯＝国家アナロジが正統思想であり、世帯内秩序は公的なものと考えられていたのに対して、名誉革命後ロックがこの思想を論破したことはあまりに有名である。しかし、それ以前に、多くの地方名望家にとって、このアナロジのもつ意味はなくなっていたとするノーフォークの四季裁判所の名誉棄損訴訟裁判記録などを用いた研究がある。この結論<sup>67</sup>がグロスタ市にも妥当するとすれば、世帯を秩序維持手段として用いることには17世紀後半には必ずしも正当性が見出し得なかつたはずである。また徒弟登録制が世帯による秩序維持手段であったとすれば、グロスタの名望家市役人にとってもはや秩序維持手段から切り離された世帯の中での徒弟の登録強制への積極的動機はほとんどなくなっていたと考えられる。そうしたなかで、世帯の中ではまた、家族自体は奉公人などに対して閉鎖的な<sup>68</sup>ものとなっていたのであろう<sup>69</sup>。

以上でみてきたように、クラークの言う「正市民の政治化」つまり正市民権の選挙権化は正市民権と営業権の分離をもたらし、正市民権の基礎としての徒弟登録のみが強化がされていく一方で<sup>70</sup>、営業権の基礎としての徒弟登録は放置され、図2でみたような正市民と親方という二つの「非登録徒弟」率の相異なる変化に帰結することになった。さらに、17世紀後半に入り市内への貧困者流入問題の鎮静化により、親方世帯から秩序維持という政治的機能が解除され、そのための徒弟登録も後退し、二つの「非登録徒弟」率の乖離は一層進んだと言える。

## (2) 経済的要因

---

<sup>65</sup> C.Hill[1964]*Society and puritanism in pre-revolutionary England*,Secker & Warburg,p.443.

<sup>66</sup> I.W.Archer[1995]*The pursuit of stability,social relation in Elizabethan London*, Cambridge U.P.p.216.

<sup>67</sup> S.D.Amussen [1985]‘Gender,family and the social order,1560-1725’,in A.Fletcher and J.Stevenson(eds.), *Order and disorder in early modern England*,Cambridge U.P., pp.216-7.

<sup>68</sup> L. Stone[1977]*The family,sex and marriage in England 1500-1800*,Harper and

Row.chap.6 ;北本正章 (訳) [1991]『家族・性・結婚の社会史-- 1500年—1800年のイギリス--』勁草書房,第6章。

<sup>69</sup> 米山『イギリス家族史』,終章。

<sup>70</sup> こうした徒弟登録の下では、当然技術訓練は行われず Barlow, Apprenticeship registers,I, p.xiv、これがクラークの言う「架空の徒弟制」の実態である。

「非登録徒弟」率の変化に以上のような政治的要因があったことは確かだが、それとは別に経済的要因はなかったのか、以下では検討することにしたい。その際、ベン・エイモスの徒弟の「階層的流動性」説の検討を手掛かりとしたい。先行説の中には「非登録」と徒弟の出身階層の低さは対応している、というクラークらの説があるからである。

以下では、市外出身の徒弟が上記のように減少していく中で、特に下層のハズバンドマンが排除されていき、一方半熟練工程の労働を大量に必要とする市内のピン工業の中へ「非登録徒弟」として吸収されていく、という状況を見ることになる。

### ① 排他性

ベン・エーモスによれば、徒弟が正市民になる割合は、クラーク説から受ける印象のように必ずしも親が社会的上層だと高いわけではなく、むしろ17世紀のブリストルの例では、ヨーマンの子供のほうがジェントルマンの子より徒弟から正市民になる割合が高かった<sup>71</sup>として、徒弟制を経て正市民へ至る過程の階層排他性は否定されるという。しかし、この議論は事実に基づくものではあるがミスリーディングなところがある。実際には徒弟になる段階で階層選別が行われているため、徒弟から正市民になる際に階層差が出ないだけなのであった。<sup>72</sup>

同様な状況が17世紀後半のグロスタの徒弟制にも見られた。事実「親の職業と子の職業の間に関連性はなく、独立である」と仮説を立て、カイ二乗検定の独立性の検定を行った結果1%水準で棄却される<sup>73</sup>。つまり、徒弟制は階層を流動化するという本稿冒頭のハンプリーズの仮説が成り立たないことになる。それでは、グロスタの工業化の人的資源はどこから提供されていたのであろうか。その点も階層排他性を前提に説明されるのである。

<sup>71</sup> I.K.Ben-Amos, 'Failure to become freemen', pp.160-161.

<sup>72</sup> 例えば、主として農村の出身階層序列ごとの貧富の職業につく比率を比べる表4のように明白な対応関係がある。

表4 徒弟の出身階層と職業

	商人の徒弟になる比率(%)	金属業の徒弟になる比率(%)	人数
ジェントリ	47.3	3.6	112
聖俗役人	28.6	8.6	35
ヨーマン	8.5	8.5	411
ファーマ	1.5	13.2	136
ハズバンドマン	2.4	28.5	123
日雇	0	36.1	61

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I より作成。

職業分類は J. F.Pound, [1981]. 'The validity of the freemen's lists: Some Norwich evidence', *Economic history review*, Vol. 34, No. 1, pp. 48-59 による。

[表4より明らかなように、徒弟になる子供の内、商人の徒弟になる比率は、階層が高いほど高率である。反対に金属業者の徒弟になる比率は階層が低いほど高率である。]本w pにて補記。

<sup>73</sup> 詳細は、WP補論 参照。

17世紀半ばには階層的排他性だけでなく、既述のように地理的排他性が大幅に強化されていた。既出の表3で示したように徒弟の市内出身者の比率が、グロスタ市でも他都市同様、大幅に上昇している。

しかも、この徒弟出身地の市内化が進み半数以上が市内の出身者になる一方で、市内出身者のなかでは慈善基金化が進み、この表5のように17世紀末には市内出身者の約半数が基金の受給者になるという変化があった。この基金というのは、この時期の地方都市には一般的なものであるが<sup>74</sup>、慈善目的に都市に遺贈された財産などを基に、その利子などから市内の比較的貧しい家庭の読み書き能力などにおいて有能な男子を徒弟に出す際にそのプレミアム（入門料）の資金を援助するものであった。時には徒弟の年季修了後の独立資金を援助することもあった。市政府や教区などが実際には運営に当たり、基金による徒弟には教区徒弟のような性格もあるが、徒弟の出身階層や訓練内容は通常の徒弟と大きな相違は指摘できない<sup>75</sup>。

表5 徒弟の慈善基金受給比率

年代	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690
市内出身者の慈善受給率	14.4%	28.9%	29.5%	30.7%	30.9%	25.0%	42.0%	40.8%
市内出身者数	107	106	136	169	186	168	91	213

典拠：Barlow, *Apprenticeship Registers*, I より作成。

当時グロスタ市内の1件の基金の援助額は、5ポンドから10ポンドであった。市内のプレミアムの一般的な相場はわからないが、イングランド一般では10ポンドに満たないという記録もあり<sup>76</sup>、ほぼそれに相当したとみなされる。つまり、市内では事実上、下層からも徒弟に出ることが可能になった<sup>77</sup>反面、市外の出身者は、その恩恵に浴せないだけでなく、逆にその機会が市内出身者<sup>78</sup>に奪われ狭められていったといえよう。

<sup>74</sup> 例えば、他都市の例および、法的基礎については、米山『イギリス家族史』,174-177頁。

<sup>75</sup> Barlow, *Apprenticeship registers*, I, pp.xx-xxiii;米山『イギリス家族史』,186-190頁。通常の徒弟と比して孤児が多いが、実際には17世紀末には父親が親方になるケースも増え市は規制の対象とするほどであった。教区徒弟のように、養育目的の男女の幼児が対象となることはない。

<sup>76</sup> Brooks, 'Apprenticeship', p.67;山本(訳)84頁。最近、プレミアムはそれほど大きな参入障壁ではなかったとする通説批判が、18世紀のスタンプ条例の課税記録中の徒弟契約を基礎になされている。C.Minns and P.Wallis[2013] 'The price of human capital in a pre-industrial economy: premiums and apprenticeship contracts in 18th century England', *Explorations in economic history*, 50, p.342. 18世紀の徒弟制は、本稿の対象ではないが、グロスタに関する限り通常の徒弟とスタンプ条例の徒弟では職業などが異なるので、ワリスの議論はグロスタには直ちに適用できないように思われる。

<sup>77</sup> ペン工業の徒弟のうち、37名が基金を受給した。そのうち約半数にあたる16名はペン工業の出身であり、うち4名は父親が死亡しており、その他では3名が日雇い出身者であった。1655年にある日雇いの子がペン工業の徒弟に出ているがその際ブラウン氏基金という基金から4ポンドが支出されているが、これなしには徒弟に出ることは不可能であったと想定される。17世紀初めのハズバンドマンの年収益は14.5ポンドで、生活費が11ポンドとされるので、残りをすべて徒弟のプレミアムにつぎ込んでも、都市の基金受有者に対

実際、市外出身者の中で、おそらく市内下層と競合する下層農民、ハズバンドマン（小農）がその犠牲者であった。表6は農村出身の徒弟の数を階層ごとに17世紀前半と後半で比較したものである。全体に市外出身者が減少する中、必ずしもすべての農民・土地所有階層で減少が起こったわけではなかった。減少は最下層のハズバンドマン層に集中していることがわかる<sup>79</sup>。

もちろん、当時ハズバンドマン層の基本的な衰退ということも考慮されなくてはならないであろう。一般に16世紀からの人口増加の中で、農業好況であり、余剰農産物を生産できるヨーマン層以上はその好景気の恩恵に浴せるが、ハズバンドマンはむしろ犠牲者であったともいえる。とはいえ、表6の変化は17世紀の中で起こったもので、この変化はより短期的なものであろう。また、この時期土地所有者の名称は不安定で、他都市で見られたヨーマンの名称インフレ(下層への拡大適用)のようなことがおこっていた可能性はある<sup>80</sup>。しかしグロスタの場合にはヨーマン自体が減少しているため、むしろグロスタで実際に起きていたのはファーマのインフレで、一部のハズバンドマンが囲い込みにコミットしてファーマ<sup>81</sup>と称した可能性があるであろう。そうした可能性については、農業地域によって相違が考えられ、徒弟の出身地である市外の後背地を次に見る際に検討することにしたい<sup>82</sup>。

以上のように、17世後半のグロスタの徒弟制は、地理的にも階層的にも排他的であり、とりわけ市外の下層農民、ハズバンドマンが排除されていった。そこで以下では、後背農村を見ることにより、ハズバンドマンの状況に変化があったのかをみた後、さらにハズバンドマンの最大の流入先である市内のピン工業の変化についてみていくことにしたい。<sup>83</sup>実はハズバンドマン出身の徒弟の減少理由はピン工業の中にもあったことが以下でわかることになる。

---

抗できないことになるであろう。K.Wrightson[1982/2003] *English society 1580-1680*, Hutchinson, pp.32-3; 中野 忠(訳) [1991] 『イギリス社会史--1580-1680--』リプロポート, 47頁。

<sup>78</sup> 基金の受給は市外でも皆無ではないが例外的であった。市内でも、徒弟の父親が正市民であることが原則であったようで、ほぼ全員が実際に正市民の子弟であった。ただし、全員ではなく、例えばピン工業に日雇いの子供3人が基金を得て徒弟に出ているがいずれも父親は正市民ではなかった。しかし、一部の親方が、登録徒弟出身であることの一つの背景は、正市民となり子供が基金を受給する資格を得ることが目的であったと思われる。

<sup>79</sup> とくに17世紀末には、ハズバンドマンは市内出身者ばかりになる。

<sup>80</sup> Merson, 'Southampton Apprenticeship', p. xxxi.

<sup>81</sup> 当時、グロスタでは、ヨーマンというのは開放耕地のフリーホールド・テナントを、囲い込み地の同程度のテナントはファーマと呼んでいたという。D.Rollinson[1989] 'The intensification of community, society, and economy in seventeenth and eighteenth century Gloucestershire', University of New South Wales PhD thesis, p.510.

<sup>82</sup> Brooks, 'Apprenticeship', p.62: 川島(訳) 79頁。

<sup>83</sup> 50年代ハズバンドマン出身者の103人の大量流入があったが、うち2割にあたる21人はピン工業の徒弟になっていた。

表 6 農村からの徒弟の出身階層の変化（人数）

	20-50年代	60-90年代
ジェントリ	96	81
ヨーマン	340	323
ファーマ	59	134
ハズバンドマン	189	20
日雇い	42	53

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I より作成。

## ② 後背農村

グロスタ市は大河川のセバン川には面しているものの、内陸の都市で四方を農村に囲まれている。しかし、周辺農村には2種類があり、北側の穀作地域では近世にすでに囲い込みが始まっていたのに対して、南側は重土で穀作に適さない牧畜地域で、囲い込みが進んだのは19世紀の議会囲い込みの時であった<sup>84</sup>。

グロスタ市の徒弟の出身は、ほぼ全州に及んでいるが、ピン工業の徒弟はごく周辺のほかは、大半が市の北側の農村の出身であった<sup>85</sup>。つまり、ピン以外の徒弟は牧畜地域の小農の出身者が多く含まれるのに対して、ピン工業の徒弟は北側の穀作地域の囲い込み地域の農家の出身ということになる。言い換えれば、一部は囲い込みをした借地農ファーマの出身であるが、大半は没落小農ハズバンドマンの子弟ということになる<sup>86</sup>。

以上の南北の農村の対比を史料で見てみるため、17世紀初めの兵役簿と17世紀末の教区簿冊を用いることにしたい<sup>87</sup>。まず、17世紀初めの状態を、カスマールの方法、労働者と農民の比率を見る方法で比較してみる<sup>88</sup>。1608年の兵役簿の職業記載から<sup>89</sup>、労働者（農業奉公人と日雇いの合計）と農民（ハズバンドマン<sup>90</sup>とファーマの合計）の比で表すと、北の

<sup>84</sup> Rollinson, 'Intesification of comunity', p.500 ; J.Thirsk[1967]'The farming regions of England', in J.Thirsk,(ed.),[1967]. *The agrarian history of England and Wales*, IV, Cambridge U.P.,p.68.

<sup>85</sup> 農業の在り方以外に北側の農村や市場町には一部農村の鉄工業が針金工業のような素朴な形で17世紀初めには存在したことも影響していたと思われる。さらに17世紀後半にはピン工業も見られた。WP補論の徒弟出身地分布の地図も参照。

<sup>86</sup> 表4は17世紀後半だけの状況しか反映していないが、それでもヨーマン以上の子供がピン工業を中心とした金属工業以外に向かっているのは確認できる

<sup>87</sup> J.Smith,(compiled)[1902].Men and armour for Gloucestershire in1608.教区簿冊の史料番号については、WP補論参照。

<sup>88</sup> A.Kussmaul[1981]*Servants in husbandry in early modern England*,Cambridge U.P. ,pp.11-14.

<sup>89</sup> Smith, Men and armour.

<sup>90</sup> ここではハズバンドマンを農場主と数える。その根拠については、WP補論参照。

郡では 1.41 であるのに対して南の郡では 0.90 であった。しばしば用いられる農業資本主義の解釈基準によれば<sup>91</sup>、この比が 1 を超えない南の郡では家族農業が支配的で、1 を超える北の郡では家族農業はもはや支配的といえず農業の資本主義化が始まっているとみなすことになる。つまり、北の郡では 17 世紀初めにはすでに資本主義化が始まっており、その中で吐き出された没落小農がグロスタ市に出てきてピン工業の徒弟として吸収されたとみることができる。

同様に 17 世紀末について、いくつかの村の教区簿冊の死亡と出生の記録に付された職業記載から、農民と農業労働者の比を見ると、十分に史料がないが、北の村ではいずれも 1.7 程度になった。この比が 2 を超えないのでまだ資本主義農業が支配的とは言えないが、17 世紀をとおして農業資本主義化が順調に進んだと考えられる。そうだとすれば、小農ハズバンドマン層は没落しつつあったが決して消滅しておらずその都市への流出は続いていたと考えられる。

以上のように後背農村の状況みることができるとすれば、17 世紀にグロスタの徒弟の出身階層の変化に起きた変化のうち、ファーマ出身者の増加は北部における困り込みの進行の結果として理解できるが、ハズバンドマン出身者の徒弟登録簿に見るような大幅な減少は依然として理解できないことになる。

そこで、なぜハズバンドマン出身の徒弟は減少したのか、17 世紀前半まで最大の受け入れ先であったピン工業に即してみたい。

### ③ ピン工業

本稿の冒頭で触れたように、産業革命期直前のグロスタ市はイギリス最大のピン工業の立地であった。

グロスタのピン工業の起源は 16 世紀以前に遡るものであったが、本格的生産は、17 世紀に入ってからジョン・テイルズなる人物によるといわれている<sup>92</sup>。彼は、近隣の市場町出身で 1601 年にグロスタ市の針金職人の徒弟になっていたが、1623 年にグロスタ市との共同救貧事業としてピン工業を開始した。この種の事業は当時少なからず都市にみられたもので<sup>93</sup>、グロスタ市当局としても 17 世紀前半、既述のように、とくに 20 年代に大量に流入した遠隔地や近隣から浮浪民の救済策でもあり、救貧施設内の貧民を安価な労働力として供給するほか都市の施設なども作業場として提供した。

---

<sup>91</sup> L.Shaw-Taylor[2011] The rise of agrarian capitalism and the decline of family farming in England', *Economic history review*.Vol.65,No.1,p.24:米山秀(訳)「イングランドにおける農業資本主義の興隆と家族農業の衰退」『研究論叢(首都大 OU)』第 7 号:米山(訳) 68 頁。

<sup>92</sup> J.Thirsk[1978] *Economic policy and projects, The development of a consumer society in early modern England*, Clarendon Press, p.82:三好洋子(訳) [1984] 『消費社会の誕生, 近世イギリスの新企業』東大出版, 107 頁。

<sup>93</sup> グロスタに先立って、やはりテイルズはブリストル市と同様な事業を企てていた。

しかし、こうした救貧事業との組み合わせたエピソード的事例は、17世紀前半の大量貧民の流入の時期に限られるものであったようである。17世紀半ばになると、それに代わって多数の下層農民出身者がピン工業に徒弟として流入するようになる。50年代にはハズバンドマン出身の徒弟だけで21人もがピン工業に流入している。まさに本稿冒頭で言及したハンフリーズが想定した状況といえよう。しかし、これは全く一時的状況で、17世末以降スミスが登場するころまでに状況は一変し、そうした徒弟は少なくなっていた。それでは実際にはどのような人々によって生産が行われていたのであろうか。

以下では、「非登録徒弟」と「非登録徒弟」出身のジャーニーマンや親方が、生産の中心になっていった事情を可能な限り個々の工程にまで遡って確認してみることにしたい。

表7 ピン製造工程（イギリス・フランス方式）

工程番号	熟練工程					非熟練工程				
	1	2	3	4	8	5	6	7	9	10
工程	Wire drawing 引伸	Wire cutting 切断	Pointing 尖端	Grinding cut end 研磨	Clean and tin plating 洗浄・メッキ	Head spinning 頭(コイル)巻き付け	Head coil cutting and annealing コイル調整焼き入れ	Head stamping 頭を押打	Pin sticking ピン揃え置き	Pin boxing 箱詰め
作業員	男性	男性	男性	男性	男性	女性 年長女子	男子	男子	女性 女子	女性

典拠：注94参照

表7は、イギリス・フランス方式と呼ばれるピンの工程表で、近世のイギリスのピン製造作業場で行われていた工程とその作業員の一つの方式を現代の専門家ジョエット氏が整理したものである<sup>94</sup>。スミスが参考にしたと思われるデイドロの百科事典<sup>95</sup>もこの方式によっているようで、国富論の叙述もほぼこの表に沿っている<sup>96</sup>。表中の10の工程は、成人男子が担当していた熟練工程と女性や子供が担当した非熟練工程に大別されるようである。もっとも、微妙に工具を調整してピンの重さを注文に対応させる引伸工程以外の熟練工程はかならずしも高度の熟練が必要だったわけではない。他方非熟練工程の中でもピンの頭を作る工程などにはある程度の熟練は必要であったとされる。まさにスミスが言うように、分業によって工程は分割され、当然個々の工程は誰にでもできる作業になっているようにも思えるが、「その仕事のために教育を受けたのでもなく、そこで用いられる機械<というより道具>の使い方に通じていない作業員 (workman)」では分業の利益を得られないと強

<sup>94</sup> ピン工業に関しては、グロスタに限らずほとんど先行研究がないと思うので、以下は、「グロスタ博物館」の館長デヴィッド・ライス氏および同氏の紹介のイギリス最大のピン製造会社の経営者でイギリスピン工業史の啓蒙活動を行っているブライアン・ジョエット氏のご教示に依るところが大きい。同博物館については、補論も参照。

<sup>95</sup> A Diderot pictorial encyclopedia of trades and industry : manufacturing and the technical arts in plates selected from "L'Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers" of Denis Diderot ; ed. with introd. and notes by Charles Coulston Gillispie ; v. 1, pp.184-6.デイドロ「百科全書」産業・技術図版集 / 島尾永康編 [2005] 朝倉書店, 96-99頁。

<sup>96</sup> 引伸後まっすぐにする工程を別のものとしているなどの相違はある。

調している<sup>97</sup>通りであったであろう。つまり、どの工程を担当していたとしても何らかの技術を習得した作業員である必要があったということであろうが、そうした作業員というのはどのような人を指しているのでしょうか。「作業員」というのはあくまでもスミスの表現であり、ここまで見てきたグロスタの歴史にはそう呼ばれるものは登場していない。

もちろんその「作業員」のうちにはピン製造の親方も含まれていることは間違いない。そこで、まず親方の作業とのかかわりを検討してみる。分業の典型とされるようにピン工業においてはピン製造親方がすべての工程を担当していることは例外であろう。しかし、作業は基本的にすべて親方の作業場で行われていた。表 8 は利用できた 18 世紀初めの親方ピン製造工の財産目録のうち最も詳しいもので、キングという親方のものである<sup>98</sup>。この表 8 の工具を先に見た表 7 の工程表と対照させると、大半の工程の工具は親方が所有していたことがわかる。表 7 の工程の内メッキ工程の道具が無いだけである。メッキは、かなり専門性がある上に、酸液の煮沸を伴う作業内容のため専門の独立業者の作業場に外注していたと考えられる。

そうだとすれば、メッキ以外の工程は、親方キングの作業場で行われていたと考えられる。最重要工程である、引き伸ばしは親方自身が行っていたとしても、他の工程すべてを彼の世帯員で行っていたことは考えられないので、何らかの外部労働力を必要としていたことは間違いない。

表 8 ピン製造工(ウィリアム・キング 1712 年)の作業場内の道具

遺産	L	s	d	該当 工程番号
57 ポンドの針金と軸 (1 ポンド当たり 18 ペンス)	4	5	6	1,2
出荷準備済の数種類のピン		16		9
古い鉄鍋 (2)		3		
一包みの台座紐		5		
大きな車輪と制作台		10		5
一組の鋏、切断用台および盤		5		4
踏み台 (4) 踏み台 (2)	1	4		7
竿と天秤 (2) 秤		5		10
制作機 (9)	1	10		3,4
研磨ブロック		9		

<sup>97</sup> Smith, *Wealth of the nations*, p4 : 水田 (監訳) 杉山(訳) 『国富論』, 24 頁。

<sup>98</sup> Gloucestershire County Record office(以下 GRO と略記) Inventories, ref. \*1712/124\*1712 William King Inventory ref \*1694/79\* 1694 Thomas Stephens Inventory ref \*1682/7\*1682 Albert Badger もちろん工具自体は財産としては高額のものではないので、すべての工具が記載されているわけではないが、少なくとも、ここに搭載されている工具は所有しているとすれば、大半の工程の工具を有していたとみなすことはできる。

木材		2		
財布		2	6	
加熱用鍋、小銅製鍋		4		6
シーツ、ナプキン、枕、その他麻布	3			
石塊		7		1,2
負債	2	10	10	

典拠：GBR, ref. \*1712/124\* 1712 William King Inventory

\*該当工程番号は、上記表7に対応。

もちろん17世紀前半のような市内の貧民や浮浪者に仕事を教え込むことは考えられない。そうした人々自体17世紀中葉までしか見られないので、それ以降まず考えられるのは、徒弟である。しかし、上記のように17世紀中葉にはそうした徒弟も見られたが、17世紀後半には、1作業場には、せいぜい一人だけであったことが徒弟登録簿から確認できる。17世紀後半に市全体で190人の徒弟が69人のピン製造工と契約しているが、同時には通常一人だけだったからである。これはもちろん登録徒弟だけのことであり、それ以外に教区徒弟も考えられる。しかし、実際には教区徒弟もごく少数であった<sup>99</sup>。そうだとすれば、大半は「非登録徒弟」であったとしか考えられない。「非登録徒弟」は、分業によって細分化され習得に長期間は必要ではないにもかかわらず習得が必要な技術を学ぶための短期の徒弟期間に、適格的であった。特に17世紀後半の市内下層出身の登録徒弟の大半は慈善基金を受けており、市の技術訓練管理が厳しく訓練期間に非熟練作業<sup>100</sup>を担当させられる「非登録徒弟」の方がはるかに好都合であったろう。さらに、そのうちの一部はジャーニーマンとしても親方の世帯で熟練の程度に応じて、多様な作業を担当し、場合によっては、メッキなどを外業部で担当する場合にも「非登録徒弟」の方が年季の規制がなくまた親方への専属関係がなく好都合であろう。こうした「非登録徒弟」出身のジャーニーマンがやがて、

<sup>99</sup> グロスタには、一部の都市にあるようなまとまった形での教区徒弟の契約簿は残されていない。しかし断片的に残存しているものはある。史料の詳細についてはWP補論参照。17世紀前半にも数例利用でき、上記のテイルズリの作業場で働く子供たちの中にも実は教区徒弟が含まれていることがわかる。17世紀後半のセント・メアリ・ド・クリプト教区では、教区徒弟契約書が12例利用でき、うち6例はピン工業の徒弟でそのうち2例は女子であった。男子のピン工業の徒弟は4名おり1名が市外親方の徒弟であるほかはすべて徒弟登録されている。したがって、グロスタの場合、教区徒弟は、「非登録徒弟」のごく一部であったと考えられる。

<sup>100</sup> 非熟練工程のうち繊維工業などと比して男子の比重が多いのがピン工業の特徴である。ピン工業の特殊事情として、危険な（例えば切断・研磨の際の金属粉）仕事や力仕事が含まれるため、不熟練労働においても男子の比率が大きいことあげられる。同時期の繊維工業における、女子の比率の高さについては、米山『イギリス家族史』,235頁。ピン工業の対極の状況として、熟練技術が必要なノリッジの高級毛織物の場合には、後代までギルド的規制が残りやすかったことがあげられる（唐澤『都市の研究』,41-44頁）。

ジェントルマンなどの資金を利用して独立のピン製造工となるものも多かったと考えられる。このことを裏づけるのは17世紀後半の67名(寡婦2名を除く)の親方ピン製造工のうち3分の2に当たる42名は「非登録徒弟」出身であったという事実である。

かくして17世紀前半とは異なり、「非登録徒弟」の取り締まりが弛緩した17世紀後半以降は、市外出身のものも含めて、「非登録徒弟」がピン工業の重要な担い手となっていたのである<sup>101</sup>。言い換えれば、前出の出身階層に関する疑問、なぜハズバンドマン出身者は減少したのかという疑問に関して、17世紀前半まで最大の流入先であったピン工業に即してみると、ハズバンドマン出身者は相変わらず流入していたが、17世紀後半には「非登録徒弟」という形であったため、徒弟登録簿上は大幅に減少したように見えたということが明らかになった。

## IV 結び

本稿はこれまであまり取り上げられることがなかった「非登録徒弟」に着目し、近世イギリス地方都市の徒弟の中では無視しえない比率を占めるのみならず、その工業化過程においても不可欠の役割を果たしたことを事例を以って示そうとしたものである。

「非登録徒弟」は、20世紀末に有力となったエプスタイン説によれば一般化しえないものであった。この説においては、徒弟制はギルドや都市による契約の管理によって、親方や徒弟の恣意性が排除され始めて技術移転の制度として機能しうるものであったからである。彼によってはじめられた論争が今後どういう方向に向かうのかまだよく分からないが、少なくとも21世紀にはいり登場した、ハンフリーズやワリスらの説がエプスタインと問題を共有しつつも有力な批判を内包したものであることは明らかである。これらの説は、いずれもイギリスの工業化における徒弟制の意義を肯定的にとらえると同時に、その根拠として、ギルドなどによる制度維持のための管理ではなく、むしろ制度が柔軟性を持っていたことを評価するものであった。「非登録徒弟」も本来の制度とは異なる柔軟性を示すものである限り本稿とこれらの説とは共通性を持つものである。とはいえ、制度に柔軟性があるといってもただちに同じ柔軟性を考えていることにはならないであろう。そこで以下では、本稿で明らかになったグロスタ市の「非登録徒弟」の特徴とこれらの説との相違点を整理してみたい。

### 1 ハンフリーズの徒弟制による人的資源移転

ハンフリーズは、早期工業化（産業革命期以前の工業化）を可能にした制度的基礎としてイギリス徒弟制を評価する。すなわち、徒弟法のもっとも重要な帰結は、本来の政策意

---

<sup>101</sup> ピン工業においても登録徒弟は皆無ではなかった。17世紀半ばに関しては上述の通りだが、17世紀後半に関しては補論参照。

図とは異なり(unintended)<sup>102</sup>、労働力の階層的地理的流動化を生み出し、農業労働力を工業労働力へと移転させたことであつたというのである。

本稿で実際に取り上げたのはグロスタ市という一事例にすぎないが<sup>103</sup>、ハンフリーズ説とは異なって、産業革命に先立つ時期の徒弟制には地理的にも、階層的にも流動性はなかった。しかしあくまでも、それは登録徒弟に関する限りであつた。実際には「非登録徒弟」が例外的存在ではなく、またクラークの言う「正市民権の政治化」の過程で付随的に登場したようなものではなかった。むしろ「正市民権の政治化」はそれ以前から進行していた正市民権と営業権の乖離を促進するもので、更に本稿でみた政治的経済的な多様な要因によって多くの親方は徒弟登録制度から切り離されていった。また、早期工業化の象徴として取り上げたピン工業でも、当初都市の慈善事業として導入された後、一時期登録徒弟が用いられていたものの、17世紀後半以降には、ピン工業の工程に大量の半熟練的工程を含むことで必要とされる「非登録徒弟」と「非登録徒弟」出身の親方に担われていたことを見た。

なお冒頭に触れた、スミス説とハンフリーズ説の齟齬ということに関しては以上の考察からもはや明らかであるが、両者の用語に関して一言補いたい。スミスは「営業独占」とは無縁のこうした「非登録徒弟」には徒弟制という用語こそ用いなかったものの、ピン工業において作業員が職業訓練を受けていることをわざわざ強調しており、おそらく実態としては本稿でみたような「非登録徒弟」を認識していたと思われる。一方ハンフリーズは、こうした「非登録徒弟」の存在を認識していたか不明であるが、「非登録徒弟」も彼女の徒弟制にふくまなければ早期工業化の基礎としての徒弟制という説は誤りということになるう<sup>104</sup>。

## 2 ワリスの徒弟のジャーニーマン化とロンドン・トレーニング・センタ論

---

<sup>102</sup> 従来我が国で条文の分析から析出された徒弟法の性格規定である、農本主義、階層立地制限、ジェントリ資本保護などの政策意図があつたことは事実である。ただし実際には極めて多様な利害がその成立の過程には錯綜していたようである。D.Woodward[1980] ‘The Background to the Statute of Artificers:The Genesis of Labour Policy 1558-63’ , *Economic history review*,XXXIII,1.

<sup>103</sup> この時期の他の地方都市の工業に関しては、さしあたり、エクセタに関しては安元稔[1982]『イギリス人口と経済発展』ミネルヴァ書房,第3章; M.Yoneyama[2015] ‘The decline of the guilds and their monopoly in English provincial towns’,*Proceedings of EAUH,2014*.エクセタにおける正市民権と親方の分離に関しては、Margery M.Rowe, and Andrew M.Jackson[1973]Exeter freemen 1266-1967,Devon and Cornwall record society,extra series,I,p.xxvii.

<sup>104</sup> 実際には、ハンフリーズの説は「非登録徒弟」と整合的である。「非登録徒弟」というのは、ギルドによって契約を強制される徒弟制ではなく、おそらく、ハンフリーズの強調する制度の支えなしに執行される徒弟制と言いうるものであろう。またピン工業の実態は、少なからぬ教区徒弟が「非登録徒弟」に含まれていたことを示しており、「徒弟制は救貧制と相まって」工業化の基礎となったという彼女の主張とも整合的である。Humphries, ‘English apprenticeship’,p.99.

ワリス説は二つの主張によって構成されていた。第一主張である徒弟期間後半のジャーニーマン化に関しては、グロスタの史実でも確認できた。ワリスによれば「非登録徒弟」はジャーニーマン化の前提となるものであったが、グロスタにおいては通説と異なり広範な非登録徒弟の存在がみられた。また実際に、「非登録徒弟」出身のジャーニーマンや親方によって担われるピン工業が繁栄していた。しかしこうした事実はまた同時に、ワリスの第二主張ロンドンのトレーニング・センタとしての「固有」性論を否定するものでもあった。

そうだとすれば、ワリスの地方都市における「非登録徒弟」の否定論には、ワリスの徒弟制に対する見解というより彼の工業化の像が強く影を落としていたと考えるべきであろう。ロンドンから、先進の技術が広がり工業化が進展し、最終的に北部で石炭鉱業と結合することによって産業革命に帰結するというのがおそらくワリスの工業化像であろう。明快な像であり、決してワリスだけのものとは言えないが、果たしてこうした像はイギリスの都市化や工業化の実態と整合的なものであろうか。むしろ、近世のイギリスの都市化と工業化には3つの時期があったといえる<sup>105</sup>。第1の時期は17世紀前半までで、都市化とは強力な中央集権国家の首都たるロンドンの物語であったともいえる。またこの時期に工業化があったとすれば、ロンドン市場などと結びついた農村工業などを例外として、中世以来のロンドンの特権ギルドの下で育まれてきた高度の技術が、全国に拡散することによるものであったと思われる<sup>106</sup>。これに対して、第3の時期はいわゆる産業革命期、18世紀後半以降で、ロンドンに再び急激に成長するがその一方で北部の石炭鉱業に結び付いた工業都市が急成長する時期で、石炭と機械の結合による工業化の時期であろう。これらに挟まれた第2の時期は17世紀後半から18世紀前半で、ロンドンの成長に当初の勢いがなくなり、北部の成長もまだ始まらない時期で、ミッドランドなどの中部の地方都市の成長がやや加速した時期である。リグリらが近年主張するようにイギリス工業化の始期が「18世紀初めに」まで早められたとすれば、それは単に時間の問題ではなく、工業化の舞台や性格の転換をも意味するものであったと考えるべきであろう<sup>107</sup>。すなわち、中部の非石炭地帯を舞

---

<sup>105</sup>WP 補論の図参照 Shaw-Taylor and Wrigley, 'Occupational structure'; E.A. Wrigley[1985] 'Urban growth and agricultural change: England and the Continent in the early modern period', *Journal of interdisciplinary history*, 一部数値は、1800年と1850年の人口センサスで補った。「地方大都市」というのは、上掲論文中の「人口5000人を超える都市」とされる都市の中で、この間常に5000人以上であった都市で「北部工業都市」を除く、次の11都市 Norwich, Bristol, York, Exeter, Newcastle, Yarmouth, Colchester, Chester, Plymouth, Worcester, Gloucester。「北部工業都市」は「工業中心および主要港湾」とされる次の5都市 Birmingham, Manchester, Leeds, Liverpool, Sheffield。

<sup>106</sup> ロンドンの急成長と結びつく限り、都市の急成長もあり得た。ロンドンへの石炭供給による16世紀 Newcastle の成長が好例といえよう。Shaw-Taylor and Wrigley, 'Occupational structure', p.77; Wrigley, 'Urban growth', p.685; 中野忠[1995]『イギリス近世都市の展開--社会経済史的研究--』創文社, 38頁。

<sup>107</sup> 冒頭で言及した我が国で有力なこの時期の都市イメージ、消費の場としての都市との間連でも、従来よりも重視されるべきであろう。従来想定以上の工業人口の増加が既に17

台として、まだ機械の本格的発明以前の時期に、分業に基づく半熟練技術を基礎とするピン工業のような工業による工業化の時期がイギリス工業化の初発にあったということになる<sup>108</sup>。同時にこれらの説は、職業構成において農工が逆転するのは、産業革命期以前のこの時期であることを強調しており、そうだとすれば本稿でみたような地方都市における都市化がその一翼を担ったと言え、本稿のような、後背農村から「非登録徒弟」が流入したという形が農工逆転の一つの原動力であったとみるべきであろう。

以上のように見れば、都市化や工業化における地方都市の意義は大きく、しかもその基礎の一つとしての「非登録徒弟」の役割は大きかったといえよう。ワリスの見方は、ロンドンと北部の2極に関心の焦点があり、それに対応して時期区分も産業革命期の前後で二分しているように思える。言い換えれば、ワリスは工業化における地方都市の意義を評価していないことは否定できないといえよう<sup>109</sup>。

言うまでもないことであるが、本稿でも今後の課題とせざるを得なかったことがあった。特に次の2点だけを指摘して本稿を終えることにしたい<sup>110</sup>。

第一に、「非登録徒弟」の出現を、近世イギリスの「世帯の解体」との関連で論ずること。

第二に、実証に際して宣誓証言記録などの史料を今後用いること。

---

世紀末までに生じていたとするなら、その後の工業生産の大きな増加は、工業人口の増加によるよりもむしろ工業人口の一人当たり生産の増加によるものであり、つまり一人当たり所得や消費の想定以上の増加があった可能性が考えられるからである。Shaw-Taylor and Wrigley, 'Occupational structure', p.84。

<sup>108</sup> プロト工業化論との関係については、WP 補論参照。

<sup>109</sup> 産業革命2分論に関しては、WP 補論参照。

<sup>110</sup> 詳細は WP 補論参照。

# 補論

## 補論（注 31） 徒弟登録の不正

1617年の市会の条例によれば、この違反は契約書の日付を偽ることによって、年季を短縮するものであった。ロンドンとは異なり、地方都市においては、市の役人は徒弟自身ではなく契約書のみを検査するだけであり<sup>111</sup>、こうした不正は容易であったと思われる。条例によれば、これ以降、すべての徒弟は市長の面前で契約をするべきであることになった。もちろんこれが実際に実行されることは現実には考えがたく、この不正への対処の困難さと市の受け止めの深刻さを物語っている。

しかし、間もなく17世紀半ばになると、別の問題に市会は直面することになる。遅延登録と呼ばれるもので、一見「偽日付」と類似の問題で、実際には重複しているであろうが、違反自体としては徒弟契約から遅れて登録するという問題である。つまり、契約書の日付自体に偽りはないが、契約日よりはるかに遅れて登録するというものである。その限りでは、年季を偽るものではないように思えるが、この違反の内実は別のところにあった。

今さしあたり違反数自体は登録簿から確認できるので、表のような遅延登録率（遅延登録数/登録数）の趨勢を作成した。

表 遅延登録率の推移

年代	1590	1600	1610	1620	1630	1640	1650	1660	1670	1680	1690
遅延率	24.7%	33.9%	33.6%	29.2%	23.5%	23.6%	9.6%	11.6%	14.6%	17.8%	7.5%

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I より作成。

違反内容自体は単純で、遅延率の趨勢も明らかで、全体としては17世紀に減少しているといえよう。しかし、この趨勢の解釈はやや難しいところがある。たとえば、遅延率が下がるということは、実際に違反がなくなり遅延者が少なくなったことを意味する場合もあるであろうし、違反自体には変化がなかったとしても取り締まりが緩和されたため摘発例

<sup>111</sup> A.L.Merson[1968] 'Introduction :A calendar of Southampton apprenticeship registers,1609-1740',Southampton records series,XII, p.xiv.

が減ったことを意味する場合もあるであろう。幸いこの問題に関しては、サウサンプトン市に関してほぼ同様な問題があり、すでに別の説得的な解釈がなされている。それによれば、遅延率が上がるということは、当初登録していなかった親方が、規制の強化によって、後から登録せざるをえなくなったことを意味したというのである<sup>112</sup>。そうだとすると、違反の内実は、日付のごまかしというよりも登録自体をしないこと、またそれによって日付のみならず他の不正をすることにあつたといえよう。

以下で見るように、17世紀後半のグロスタの史実はこの解釈を支持しているようである。つまり17世紀後半、とくに17世末には上記の表の遅延登録率が減少している背景で、実際には非登録の取り締まりの弛緩が進行したことは確実だが、その結果は、登録されない徒弟つまり「非登録徒弟」が増加するというような単純な変化ではなく、登録の恣意性ないし選択性が強まったことを以下では見ることになる。

#### 補論(注 34) 史料照合

史料照合に関しては、スペルの同一性に関して、ケンブリッジ・グループの Gill Newton が開発したアルゴリズムが用いられることがイギリスでは多い。ここでもそれを参考にしたが、基本的には手作業照合を行った。これらは基本的にはワリスらの手法に従ったものである<sup>113</sup>。このワリスのものも含めてわが国でも多くの徒弟と正市民の照合例はあるが、それらはすべて徒弟名簿→市民名簿という方法で後述のように独占率を論じたものである。

#### 補論(注 37) 「非登録徒弟」と紛らわしい問題

ただしその前にここでは「非登録徒弟」問題と紛らわしい二つの問題との関連を指摘しておきたい。

第一は、既述の正市民の徒弟に対する独占とされる問題、徒弟がすべて正市民にならなかったという問題である<sup>114</sup>。この問題は、スミスの主張以来のものであるともいえるが、現在でも、既述のオーグルヴィなどの議論に含まれているものである。ただし、ここでみた「非登録徒弟」正市民の存在を考慮すれば伝統的な単純な正市民数/登録徒弟数では意味がないということになる。さらにロンドンなど大都市に関してはベン・エーモスやワリスなどが主張するように自発的に正市民にならず、市外に流出する部分<sup>115</sup>の比率をどう見るかという問題を検討する必要もあろう。

---

<sup>112</sup> 違反数と摘発数の乖離の問題は、ペリングのノリッジの遅延登録の研究でも指摘されている。遅延登録摘発が集中するのは、実際に違反が多い親方ではなく、雇用者数が多い親方に集中する傾向があつたという。Pelling, *The common lot*, p.217.

<sup>113</sup> Minns and Wallis, 'Rules and reality', pp.7-8.

<sup>114</sup> 我が国の研究にもこの点は同様な指摘が多くあるが、代表的なもののみあげておく。唐澤 達之 [1998] 『イギリス近世都市の研究』三嶺書房。139 頁;川名洋[2010] 『イギリス近世都市の「公式」と「非公式」』創文社,178 頁。

<sup>115</sup> Ben-Amos, 'Failure', p.156 ; Wallis, 'Apprenticeship and training', p.839.

第二に、正市民権と営業権の乖離という問題もある<sup>116</sup>。この問題も「非登録徒弟」の問題と関連している。上記の「非登録徒弟」正市民と「非登録徒弟」親方は「非登録徒弟」数を知るてがかりとなりうるが、両者を単純に足すことはできない。図1のように両者の重複部分があるからである。もちろんこの問題は登録徒弟出身者にもある。ただし図1を見ると一見奇妙なことに、登録徒弟出身者では、「非登録徒弟」出身者と異なり、重複部分が少ない。これがかつてクラークの指摘した「正市民権の政治化」という変化の帰結であり、しかも親方の「非登録徒弟」化と表裏をなす現象でもあったことを以下でみることになる。

### 補論(注 46) 市会の構成の変化

#### 1672 年勅許状による市会の構成の変化

留任 26人			退任 22人			新任 13人		
役職	正市民認可方式	職業	役職	正市民認可方式	職業	役職	正市民認可方式	職業
執事	徒弟	haberdasher	市参事会員	付与	gent	市参事会員	1661年の自治体法の委員に	gent
市会員	徒弟	mercier	市会員	徒弟	feltmaker	市参事会員		landowner
市会員	徒弟	mercier	市参事会員	徒弟	baker	市参事会員	贈与(1972年国王指名)	esquire
市会員	付与		市会員	徒弟	mercier	市参事会員	贈与(1972年国王指名)	gent,common councillor
執事	徒弟		市参事会員	徒弟	woollen-draper	市参事会員	贈与(1972年国王指名)	gent,common councillor
市会員	相続	apothecary	市参事会員	MD(doctor in physicis)		シエリフ	購入	
市会員	不明	(goldsmith)	市参事会員	esquire		市会員	徒弟	mercier
市会員	徒弟	haberdasher	市参事会員	gent		市会員		
市会員	徒弟(非登録)	woollen-draper	市参事会員	booksellers		市参事会員	購入	tailor
市会員	相続	maltster	市参事会員	ironmonger>		市参事会員	付与	esq, common councillor
市会員	購入		市参事会員	相続		市参事会員	贈与(1972年国王指名)	esquire
市会員	不明		市参事会員	相続		市参事会員	徒弟	baker
市会員	徒弟	mercier	市参事会員	購入	bricklayer	市参事会員	徒弟(非登録)	
市会員	相続		市参事会員	徒弟(非登録)	barber	市参事会員		
市会員	徒弟	chandler	市参事会員	gent		市参事会員		
シエリフ	不明		市参事会員	tanner (later malster)		市参事会員		
市会員	徒弟(非登録)	wiredrawers	市参事会員	徒弟(非登録)		市参事会員		
市参事会員	購入	victualler	市参事会員	mercier		市参事会員		
市参事会員	徒弟	baker	市参事会員	シエリフ		市参事会員		
市参事会員	購入	gent	市参事会員	相続		市参事会員		
市参事会員	不明		市参事会員	徒弟(非登録)	butcher	市参事会員		
市参事会員	相続		市参事会員	徒弟	saddler	市参事会員		
市参事会員	相続							
市参事会員	購入	tailor						
市参事会員	不明							

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I ; Jurica, Registers of Freeman; Gloucestershire County Record office(以下 GRO と略記) GBR/B3/3 Lists of Common Councillors より作成。

### 補論(注 73) 徒弟の出身階層と職業

以下の表は徒弟の出身階層と徒弟の職業との対応関係を見たものである。徒弟の親の職業を縦軸に徒弟自身の職業を横軸にとり独立性の検定をすると棄却される<sup>117</sup>。つまり、統

<sup>116</sup> 正市民の営業独占権の形骸化という問題であり、わが国でも多くの指摘がある。唐澤『都市の研究』106頁;川名『公式と非公式』177頁など。非正市民の営業は、制度的に認められていた例も知られている。エクセタの四半期店舗税制度 (W.MacCaffrey [1975] *Exeter, 1540-1640, Harvard U.P. 2nd ed.p. 74.*) サウサンプトン市の「営業(店舗・技芸)税制度」(米山『イギリス家族史』,170頁)、ウィンチェスタの職人税制度 (A.Rosen[1975] *Economic and social aspects of the history of Winchester, 1520-1670, University of Oxford PhD thesis, p.175.*) などの事例がある。ロンドンに関して基本的状況がやや異なるようであるが、やはり市民権と営業権の乖離は指摘されている中野「王政復古期のロンドン市民」,66-7頁。  
<sup>117</sup> 統計学的には、「親の職業と子の職業の間に関連性はなく、独立である」と仮説を立て、カイ二乗検定の独立性の検定を行った結果 1%水準で棄却される。

計学的には徒弟の職業は徒弟の出身階層から自由ではなかったということになる。また、表自体を見ても、徒弟の親の階層が徒弟の職業選択に影響を与えていることは一目瞭然であろう。多い組み合わせを赤で示すと親子同業の組み合わせになり、少ない組み合わせを青で示すと、親子の職層が相違するものが目立つ<sup>118</sup>。たとえば、赤の組み合わせは、建築業の親と建築業の子供のように、親子同業種のものが多い。農村出身の場合には、親子同業種ということはあるが、ジェントリ、(役人)、ヨーマン、ハズバンドマン、日雇いの階層序列で職業選択がおこなわれていることもわかる。この農村の階層序列と、商業を選ぶものの多さと金属業を選ぶものの少なさが対応していることは明らかである。

表 徒弟の出身階層と職業

出身階層\職業	建築業	衣料品業	流通業	食糧品業	皮製品業	商業	金属業	雑業	専門織	繊維業	輸送業	木工業	記載無	合計
建築業	30	18	0	9	11	0	13	0	3	9	0	8	6	107
聖俗役人	0	3	3	3	9	10	3	0	1	0	1	1	1	35
衣料品業	2	65	3	10	25	2	17	0	6	9	0	4	4	147
流通業	0	1	8	2	3	1	3	0	0	2	0	1	0	21
フーマ	4	22	3	20	34	2	18	1	1	21	0	5	5	136
食糧品業	8	24	5	70	48	10	20	1	7	13	1	5	4	216
ジェントリ	2	7	7	17	11	53	4	0	5	5	0	1	0	112
ハズバンドマン	5	16	1	16	31	3	35	0	1	8	0	5	2	123
日雇い	4	6	0	6	9	0	22	0	0	7	1	3	3	61
皮製品業	5	30	2	8	89	4	27	0	5	16	2	10	6	204
商業	3	6	1	4	7	44	1	0	3	1	0	1	4	75
金属業	4	9	3	5	18	0	105	0	7	11	0	4	2	168
雑業	0	4	0	3	4	0	7	2	0	2	0	1	1	24
専門織	1	4	0	2	2	2	2	0	12	0	0	0	0	25
繊維業	2	26	3	10	29	8	14	2	4	44	0	3	7	152
輸送業	2	1	2	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	11
木工業	4	1	1	2	3	0	1	0	0	2	0	21	0	35
ヨーマン	8	59	12	102	112	28	35	2	10	21	0	14	8	411
記載無	10	26	6	19	44	9	44	3	7	14	1	9	20	212
合計	94	328	60	310	490	176	372	11	72	186	7	96	73	2275

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I より作成<sup>119</sup>。

実は、こうした徒弟制における（正確には登録徒弟の）階層的排他性こそが、以下で見るように「非登録徒弟」の出現の前提となる登録徒弟の一つの特徴でもあった。

### 補論(注 85) 徒弟の出身地

17世紀グロスタのピン工業の徒弟の出身地

典拠：Barlow, Apprenticeship Registers, I より作成。

<sup>118</sup> 赤または青の組み合わせは世代間の階層依存性にそれぞれ正負の大きな影響を与えている。

調整済み残差 T	T > 2.58	
T  > 2.58: 有意水準 1%	T < -2.58	

<sup>119</sup> 17世紀後半のみ。職業・身分の分類は、基本的に Pound, 'Validity', pp.295-353.による。



Flaxley - ref\* P145\*;Shurdington - ref \*P292\*;Churchdown - ref \*  
P84\*;DownHatherley - ref \*P167\*

#### 補論(注 90) ハズバンドマンを農場主とみなした根拠

ハズバンドマンは、農場主という意味と同時に、農業労働者の意味で用いられる場合もある。ただし、それは特定の地域的脈絡で判断可能である<sup>120</sup>。17世紀末の教区簿冊には判断材料が十分ないが、17世紀初頭の兵役簿からはいくつかの判断材料がある。ここでは、南北両農村とも、ハズバンドマンは農場主とみなしたが、実際には南に関しては若干留保が必要で、その点を考慮すれば、17世紀初めの両地域の資本主義化の差はやや小さくなる。北の農村では、10例のハズバンドマンが、奉公人の主人であり、農場主と考えられる。ただし、5例のハズバンドマンはハズバンドマン奉公人と記載され、5人ともあるエクスクワイヤを主人としている。こうした記載は極めて珍しいが、皆無ではなく、エクスクワイヤ所領の奉公人が、ヨーマン奉公人とかハズバンドマン奉公人と称される例は他にもある<sup>121</sup>。いくつかの解釈は可能であるが、いずれにせよこの郡ではこの農場だけの例外であり、北ではハズバンドマンは農場主であったとみなせる。これに対して南では奉公人の主人となる例はなく、労働者とみなせる奉公人兼ハズバンドマンという例が4例ある。南でもハズバンドマンは基本は農場主と思われるが、労働者も含まれていると推定すべきであろう。いずれにせよ、南北いずれにおいても大半のハズバンドマンには特別の記載は付されておらず、奉公人や労働者のいない、家族農場主とみなすべきであろう。

#### 補論(注 94) グロスタ民俗博物館

この博物館には、本稿でもその論文を引用したコックス氏も在籍していたが、数年前に退職されている。またサースクもこの博物館に所属されていた未刊行論文を利用したようであるが<sup>122</sup>、ライス氏によれば現在この論文は所在不明だそうである。これは改築によるものだそうであるが、本来この建物こそ、ジョン・テイルズリが市から提供されて1624年にピン作業場を始めた時の建物であるといわれている。

#### 補論 (注 99) 教区徒弟の史料番号

Parish Apprenticeship Indentures.GBR P154/11 ov4/2 Gloucester,St Mary de Crypt  
Apprenticeship Indentures.GBR P154/11 ov4/1 Gloucester,St Michael Apprenticeship  
Indentures ; GBR P154/11 ov4/2 Gloucester,St Mary de Crypt Apprenticeship  
Indentures.GBR P154/14 ch4/54 Indenture of George Bird.

<sup>120</sup> Shaw-Taylor, 'The rise of agrarian capitalism', p.50:米山 (訳) 68 頁。

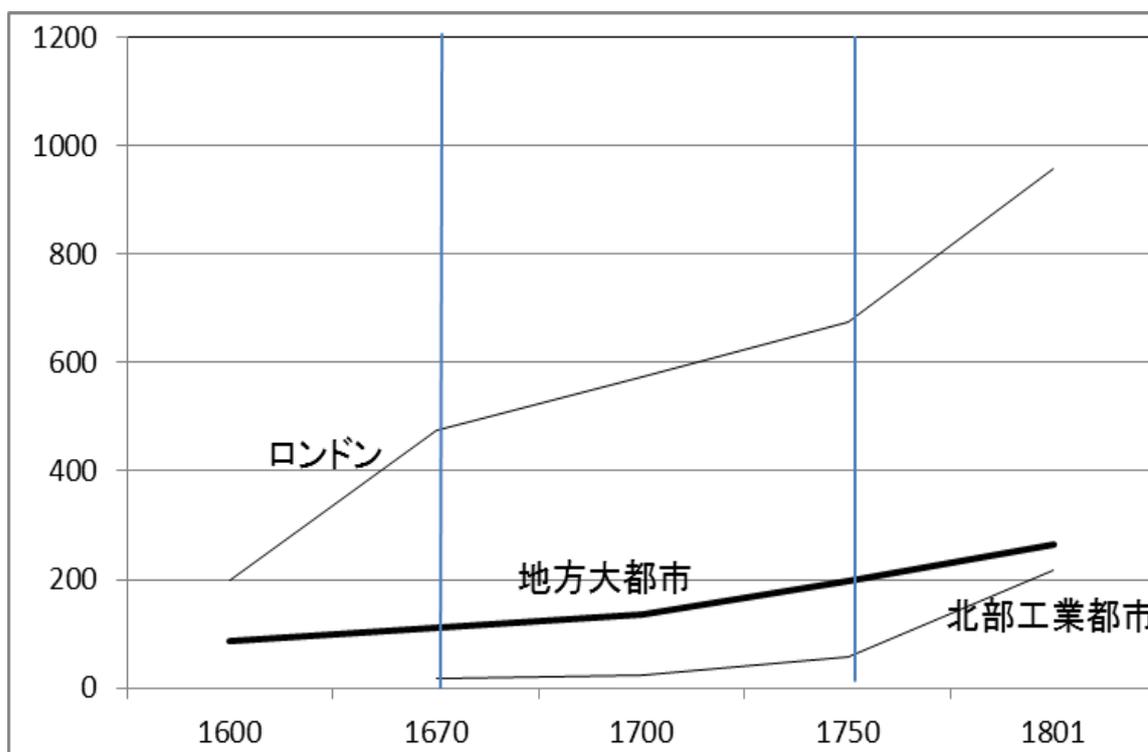
<sup>121</sup> 米山秀[2013]「グロスタ兵役簿(1608年)における年齢記載の信頼性ーライフサイクル奉公制論の検証のためにー」『研究論叢(首都大 OU)』第8号,18-19 頁。

<sup>122</sup> Thirsk, *Economic policy and projects*, p.111.

### 補論(注 101) ピン工業における登録徒弟

もちろん、ピン工業にも登録徒弟はいた。上記の遺産目録を残した、キングは「非登録徒弟」出身であり、教区簿冊から、すぐ北に隣接する Down Hatherley 村の出身であったようである。しかし、ほぼ同様な財産目録を残しており同様な経営をしていたと思われる、アルバート・バドガは市内出身で登録徒弟であり、同名のその子供も父親の登録徒弟になっていた。キングとバドガ親子では徒弟数などにも相違はないが、バドガの子供が Holliday という基金から補助を受けていたことが、両者の大きな相違であった。徒弟登録により基金が得られた反面、徒弟期間や訓練内容を拘束された上に、徒弟契約の最後まで独立のジャーニーマンとして活動はできなかったと考えられる。おそらくバドガの子供の場合には、必ずしも父親である親方から独立する必要がなかったから、そのことが大きな桎梏ではなかったであろう。この事例は、逆に、そうした条件がない場合には、あえて登録しないという選択することを意味しており、3分の2の親方が「非登録徒弟」出身という結果になったのであろう。

### 補論(注 105) 都市化・工業化の3時期



近世の都市人口の増加

典拠：Wrigley, 'Urban growth' ; Shaw-Taylor and Wrigley, 'Occupational Structure' .より作成。(一部数値は人口センサスによる。詳細は注 105 参照)

#### 補論(注 108) プロト工業化論との関係

機械制大工業以前の労働力の工業への振り向きの増加という意味でプロト工業化という言葉を用いるとすれば、ヨーロッパの場合主に農村工業という形をとったと思われる<sup>123</sup>。本稿で言及した都市化・工業化の時期区分でいえば主に第一の時期の史実に相当するものと思われる。これに対して、第二の時期は、地方都市における機械以外(イギリスの場合、機械・石炭以外)の工業生産に労働力が振り向けられるようになった時期で、また第一の時期とは異なり工業の担い手が世帯ではなくなっていく。なお、わが国の大塚久雄氏などの農村工業論が農民の富裕化を前提にするのに対して、プロト工業化論においては貧困化が前提になっていることも指摘されている<sup>124</sup>。実際の史実の中にもこの両面があったものと思われるが、第二の時期の地方都市における工業化に関しても同様のことが言えるように思える。

#### 補論(注 109) 産業革命 2 分論批判

なお、ここで依拠した都市化と工業化の見方は、基本的にショー・テラとリグリの見解を基礎にしている。しかし、こうした見解は、彼らケンブリッジ・グループの見解というようなものではない。同様な 2 分論批判はケンブリッジ・グループ以外でも、クラークがクラブ (ス) に関して展開している。また反対にラスレットは二分論者と見ることもできる。米山『イギリス家族史』,62,24 頁参照。

ラスレットは世帯の規模を決定する条件が産業革命前後で変化したとするなど二分論を展開するが、ラスレットを 2 分論者とみることは、かならずしも通説とは言えない。

#### 補論(注 110) 今後の課題 (1) の補足

果たして、「非登録徒弟」という徒弟制の柔軟性はワリスらが言うように比較経済史的特徴と言えるのであろうか。本稿では、クラークの主張した「正市民権の政治化」仮説を検証し、それが「非登録徒弟」の出現につながったことも示した。しかし、また「非登録徒弟」の出現には、他により一般的な原因もあったはずであるとも考えた。と言うのは、国会議員選挙が問題になるのは 17 世紀末のことであるが、実際にはすでに 17 世紀半ばには「非登録徒弟」が出現していたからである。ブリストルやノリッジのような他の都市における「非登録徒弟」の出現の時期に関しても同様であった。さらに、そもそもサウサンプトンのように国会議員選挙権がない都市にも「非登録徒弟」は存在していた<sup>125</sup>。そこで本

---

<sup>123</sup> Frnaklin F.Mendels[1972] 'Proto-industrialization', The first phase of the industrialization process', *Journal of economic history*, XXII, pp.240-242:石坂昭雄(訳)「プロト工業化-工業化過程の第一局面--」篠塚信義・石坂昭雄・安元稔(編訳)[1991]『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会,1-2 頁。

<sup>124</sup> 斎藤修[1985]『プロト工業化の時代--西欧と日本の比較史-』日本評論社,68 頁。

<sup>125</sup> Yoneyama, 'Who could become freemen?', p.23.

稿では、「正市民権の政治化」以外の条件も検討してきたわけである。例えば、周辺農村における家族農業の解体や、都市流入民に対する親方世帯などによる規制管理の後退などの条件である。これらはいずれも、世帯の単位性の後退を示しており、さらに、17世紀後半に現れたピン工業の生産の場所や労働集団の単位も世帯ではないことも見た。つまり、これらの条件は多様な形をとっているが、基本的な共通点として世帯の後退がみられて「非登録徒弟」が出現したと言える。

もし「世帯の後退」が「非登録徒弟」の出現の条件であったとするなら、「非登録徒弟」はこの時期のイギリスの比較経済史的な特徴であるといえるであろう。農村においては、この時期の家族農業の後退という形での世帯の後退があったことがイギリスの比較経済史的特徴であることは古くから言われているところであり<sup>126</sup>、また都市においても同様な世帯枠組みの後退がみられたことも否定されてはいないと思うからである<sup>127</sup>。

しかし、今後グロスタ以外の都市においても同様に「世帯の解体」が「非登録徒弟」の出現条件になっていたという仮説を検証する必要があるだろう。また、できれば比較のために、ヨーロッパ大陸や日本の状況とも比較する必要があるだろう<sup>128</sup>。

#### 補論（注110） 今後の課題（2）の補足

本稿における、「非登録徒弟」の存在は、徒弟であった可能性がきわめて高いにもかかわらず徒弟登録がされていない者に過ぎず、実際に徒弟であったといえるか実証されていない。例えば、「非登録徒弟」であったと推定される期間に「よその都市から職と親方資格を求めてやってきた雇職人」<sup>129</sup>であったような者である可能性を排除できない。

---

<sup>126</sup> 最近の研究に基づくものとしては、Shaw-Taylor, 'The rise of agrarian capitalism', p.26: 米山（訳）, 50頁。

<sup>127</sup> 米山『イギリス家族史』。ただし、世帯の帰属コミュニティの選択化に関しては唐澤氏の批判があるが、労働集団と労働の場の非世帯化(ウェーバのもっとも中心的な歴史仮説の一つと思われる M.Weber[1920;1947] 'Vorbemerkung', M.Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I, J.C.B. Mohr, s.8; 大塚久雄, 生松敬三（共訳）, [1972]. 「序言」『宗教社会学論選』みすず書房, 16頁; 米山『近世家族史』261頁。)に関しては実証的批判は無い。

<sup>128</sup> 農業に限れば、イギリスとヨーロッパ大陸の間、またヨーロッパ大陸内における小農世帯の重要性の相違はすでに指摘されている。(例えば、肥前栄一[2008]『比較史のなかのドイツ農村社会『ドイツとロシア』再考』未来社, 11-15頁) さらに、小農世帯は、イギリスで解体しつつあったまさにこの時期に、日本では確立したことも知られている。(例えば、Jones, E.L., [1981; 1987] *The European Miracle: Environments, economics and geopolitics in the history of Europe and Asia*, Cambridge U.P., p.158; 安元稔・脇村孝平（共訳）[2000]. 『ヨーロッパの奇跡—環境・経済・地政の比較史』名古屋大学出版会, 170頁。) 本稿でみたように、イギリスにおける「非登録徒弟」の出現が農村における世帯単位の後退を一つの条件とするものであったとすれば、イギリスとこれらの地域との間に「非登録徒弟」の出現に同様の相違があったことを想定させるものである。

<sup>129</sup> 川名『公式と非公式』, 178頁。

こうした可能性を排除するためには、「非登録徒弟」であったと推定される期間の経歴を知る必要がある。すでに徒弟の移動の先駆的研究において、徒弟の移動にかんする史料とされていた宣誓証言記録が利用できればよいといえる<sup>130</sup>。わが国でもこの史料を実際に駆使しロンドンの貧民の移動の実態を示した例がある<sup>131</sup>。幸い、グロスタに関してクラークがVCH執筆の際に利用していた例があった<sup>132</sup>。折から来日中だったクラークに相談すると、大変難しい史料であるが、以前にVCHチームで作成したノートが利用可能であり、現在すぐ入手できないので利用可能になるまでの次善の方策として、本文(注35)で述べた教区簿札を用いる方法が提案された。その結果、「非登録徒弟」は実在の存在であるという前提で本稿では議論が行なわれている。

その後クラークと文書館の間のトラブルもあり、クラークのノートはようやく現在エクセタ大学のバリ教授に引き取られその好意で利用が可能になり始めたところである。これにより、以下のような形で、「非登録徒弟」の実態の解明が可能になりだした。例えば、徒弟登録簿によればRichard Phelpsという手袋工の親方は、1601年に徒弟を採用しているが、彼自身は徒弟登録簿には登場しない。この場合「非登録徒弟」である可能性が高いが、また流入者の可能性もある。しかし、証言記録を見ると1594年にある手袋工のファムルスとして証言をしておりその時点で24歳で6年3か月間市内に居住していると証言している<sup>133</sup>。ファムルスというのが何かということはそれ自体大問題であるが<sup>134</sup>、本来中世の直営地生涯奉公人のことで、ここではそうした性格を持つ都市の奉公人、おそらく、特に年季と契約目的を定めない奉公人に準用されていたものと思われる。

残念ながら、現時点ではこの史料を全体として利用することができずエピソード的に紹介するのみであるが、今後さらに史料全体を利用し「非登録徒弟」の全体像に迫ることにしたい。

---

<sup>130</sup> Clark, 'Migration'.

<sup>131</sup> 中野忠[2008]「移動する貧民たち—18世紀ロンドンの救貧資料から—」鈴木健夫(編)『地域間の歴史世界—移動・衝突・融合—』早稲田大学出版部。

<sup>132</sup> Clark, 'Early modern Gloucester', pp.74,102.

<sup>133</sup> GDR79,p.260.

<sup>134</sup> ファムルスというのは都市史ではあまりなじみがないが、農村史の脈絡では研究史的に触れたこともある。近世イギリスの奉公人は、従来ライフサイクル的といわれてきているが、研究が18世紀に関してのみ進んだため、その特徴がイギリス近世全体の奉公人の特徴と勘違いされたものと思われる。むしろ、近世初めには、ライフタイム奉公人が主流であったと思われる。ある中世史家の、「ファムルスは生き延びていたはずである。歴史家の視界から消えていっただけである」という象徴的な表現からわかるように、近世初頭まではさまざまな形でライフタイム奉公人が実在していたと思われる。米山秀[2013].「ライフサイクルとライフタイム—近世イギリス奉公人の研究史から—」『国際比較研究』第9号,34頁。

## 謝辞

本稿は、次の3回の口頭報告を基礎にするものである。

① 「徒弟制と市民権の変質、近世イングランド西部の都市の事例」『比較都市史研究会』(2013年10月13日、於：早稲田大学、社会科学部)

② Apprenticeship and freedom in early-modern English provincial towns: A Japanese perspective, XVIIth World Economic History Congress WEHC 2015 session S10128, “Institutions of Exclusion? Guilds, Citizenship and Inequality in Early Modern Europe - and Asia”) (2015年8月7日、於：国立京都国際会議場)

③ Formal and informal in Apprenticeship, With particular reference to Gloucester: A small provincial town, Peter Clark’s seminar on Apprenticeship and the Integration of Migrants in the City(2015年11月7日、於：首都大学東京、秋葉原サテライトキャンパス)

以上の機会などに、内外の先生方から多くのご教示を賜った。

また、本稿は科学研究費補助金・基盤研究c研究課題番号26380432「近世イギリスにおける徒弟の世帯からの分離・地方都市の政治的変化との関連で」；平成27年度首都大学東京傾斜的配分研究費「近世都市の手工業と徒弟制」；日本学術振興会平成27年度後期外国人招聘受け入れ(課題、西欧と日本の近世都市の比較)の成果の一部である。

以上、記して感謝の意を表する次第である。